

令和6年第8回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和6年第8回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和6年12月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和6年12月18日 午前10時00分

閉会日時 令和6年12月18日 午後4時2分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	石川 勝己	○
住民企画課長	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	森井 研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	選挙管理委員会事務局次長	宮脇 史行	×
住民企画課長補佐	小西 美和子	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
保健福祉課長	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	×
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	迫田 久	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計管理者	丸尾 達也	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 巴 光政 7番 佐藤 久哉
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	61	津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	62	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	63	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	64	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	65	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	66	津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	67	津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	68	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	〃	69	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	70	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設）	
14	〃	71	令和6年度津別町一般会計補正予算（第8号）について	
15	〃	72	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
16	〃	73	令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	74	令和6年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
18	〃	75	令和6年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
19	〃	76	令和6年度津別町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
20	意見書案	11	刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書について	
21	〃	12	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について	
22	報告	15	令和6年度定例監査の報告について	
23	〃	16	まちなか再生事業調査特別委員会報告書について	
24	〃	17	例月出納検査の報告について（令和6年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 巴 光 政 君 7 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から、本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　議長のお許しをいただきまして、先に通告の案件について一般質問を行います。

津別町の一般会計の財政状況についてお聞きしたいと思います。

つい先日、お隣の北見市で財政健全化計画が発表されました。何やら大変苦しい財政状況になっているようです。津別町では現時点で決して悪い財政状況ではないと認識していますが、投資的大型事業が続き町民からは将来を不安視する声も聞かれます。

そこで、いくつか気になる点について伺います。

1番、これから、津別病院や特別養護老人ホームに対する大型の補助が見込まれるが、町長はこれらの財源をどのように調達する考えなのか。

2点目、地方債残高が令和5年度決算において100億5,000万円となっている。このうち国が負担してくれる債務を除いて、町が自力で返済しなければならない債務額がどれくらいあると認識しているか。

3点目、財政の主な指標のうち、経常収支比率と実質公債費比率が今後上昇すると考えているが、町長の見通しはどのようなものか。また、今後比率を抑える必要はないのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、ご質問の財政についてお答え申し上げます。

はじめに、今後大型の補助が見込まれる津別病院や特別養護老人ホームに対する財源についてですが、津別病院につきましては、企業病院であることから、交付税等の措置がなく、また建て替えに対する補助金や地方債等の財源もありません。そのため、病院の規模により建設費は大きくかわりますが、現段階では、令和2年度に創設した津別町病院施設整備基金にできる限り多くの積立てを行い、これを主要な財源とする考えであります。

また、特別養護老人ホームにつきましては、過疎債の対象施設となりますので、こ

れを財源として想定しているところです。

次に、地方債残高のうち、国が負担する債務を除き町が自力で返済しなければならない債務額についてですが、令和5年度決算における地方債残高100億5,000万円のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入されるのは約73億円であり、町が自主財源で返済していかなければならない金額は約27億円と試算しております。

次に、主な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率の今後の見通しと、比率の抑制についてであります。義務的経費の支払いに充てる財源の割合を示す経常収支比率は、近年の社会保障費の増大で比率が上昇する環境に加え、大型事業の起債償還の開始による公債費の増加、物価の高騰、人件費の値上げ等により、上昇することが避けられない状況であります。

また、実質公債費比率につきましても、経常収支比率と連動して上昇するものと見込んでいるところです。

今後の比率の抑制の必要性については、先ほど申し上げましたとおり、昨今の情勢や、起債の償還、大型事業の影響により、当分の間は比率の上昇を抑制することは難しい状況にあると考えております。

今後、厳しい財政状況が続くことが予想されることにかんがみ、予算編成においては、限られた財源の中で、行政課題の緊急性や重要性を検証した上で、事業の取捨選択を行い、現在実施している事業についても、継続の必要性について絶えず検討を行い、事業効果を高め、持続可能なまちづくりにつながる財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 町民の方の関心は、非常に今、津別病院が今後どうなっていくのかということに大変関心があるようで、私もよく聞かれます。それと相まって、特別養護老人ホームはどこに建つんだ、いつ建つんだという話もよく聞かれるので、今日、1点目として、この質問をさせていただきました。

津別病院に関しましては、現在、基金が令和5年度末で4億3,000万円、今年度、令和6年度末では5億円を超える基金が積み立てられていくと思っておりますけれども、準備はいくらかしているんですけれども、一番心配なのは、今後こういった形で病院が

運営されていくのか、病院の将来像というか、そのところに皆さん不安を感じているようであります。

これは役場の保健福祉課と経営母体である丸玉木材さんのほうとの間で、一つのチャンネルで交渉していることで、私ども議会としては、横やりを入れるというか、余分なチャンネルを増やすことでなくて、あくまでも行政を信頼して、そのチャンネルを町長、副町長にきちっとコントロールしていただいて話を進めていただきたいと。私どももその話が進んでいって、いい報告が聞ける日を待ち望んでいるわけですが、何よりも心配なのは、その時にどういう形態になって、20億円かかるのか、10億円かかるのかわからない状態で、今、基金を積み上げていっても今のところ不安しか残らないんですけれども、これについて見通し、交渉事ですから議会で言えないこともあるかもしれませんが、町長の今の思惑があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別病院さんとは協議が始まっておりますけれども、現段階で、まだ議員の皆さんにお話をする状況にはまだ至っておりません。経営側としていろんな構想もあるようですので、どれを選択していくのか、それを選択することによってどういう影響が出てくるのかというのを、経営側としてもさまざま考えておられますので、その部分について、これからさらに協議の場を進め、持たれていくという形になってまいります。

お金の部分については、とりあえず基金を設定してしまして、令和6年度末で5億円程度にはなるというふうに思いますけれども、病院の規模、要するにベッド数はどれぐらい持つのか、あるいは持たないのか、さまざまいろんなことが出てまいります。それによって建築費が2倍になったり、2分の1になったりとか、さまざま変化しますので、この部分については、今何とも申し上げられませんが、とりあえずいざとなった時にあわてないように、お金だけはしっかり貯めていくと。しかし新設するのに、それがいつになるのかというのはわかりませんので、その時に貯めていたお金が十分対応できる額に積み立てられているかどうかというのは、また別の問題になってきますけれども、とりあえずは貯めながら、もし不足であれば、例えば残りの部

分を10年で分割払いするだとか、債務負担行為組んで、20年で分割払いをするだとか、それはさまざまな方法が考えられると思いますので、まずは、あり方の問題について、今後、協議を進めながら、一定の時期が来ましたら、また所管の委員会も含めましてご協議させていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 わかりました。

1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

積んだお金以外に必要な部分のお金に関して、相手は企業病院ですから過疎債ですとか、それから交付金とか補助金とかというのはないというご回答なんですけれども、全く使えるものがないのか、これから何か考えられるのか、今、債務負担行為でという形で、でも結局は自己資金というか自前のお金ということになるんですけれども、どこかから引っ張ってくることは全く不可能なのかどうか、そのところだけお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは担当のほうでいろいろ調べてもらっているんですけども、今聞いている範囲では、こういう企業病院というか、民間病院と同じですので、民間病院を建てる時に補助金というのはありませんので、ないというふうに聞いているところです。これが町立病院とかそんなような形になると、また助成制度があるわけなんですけれども、企業病院、いわゆる民間病院として建てる場合については、補助制度はないというふうに聞いております。

何か担当課のほうで補足する点があればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいまのことですが、今のところ使えるというか、町長の答弁のとおりでございますが、今後、何かあるかどうか、また担当のほうでも探していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まだまだ知恵を絞っていく必要もあるのかなと思いますけれども、私ちょっと思っているんですけれども、どう形が変わっていくかわ

からないですけど、クラウドファンディングとかという形で病院を応援する手というか、それをお膳立てするようなことはできないのかなと思います。もちろん何十億円もクラウドファンディングを組むことは難しいので、一部分をそういったもので賄うこともできないのかななんていうふうに思ったりしております。

次に、特養の関係ですが、今年の今ごろ、12月の全員協議会で特養の建設概要と概算が示されました。当時17億円ということで、自己資金6億3,000万円、残り10億7,000万円について町のほうに要請というか打診が来たということを報告受けております。議会でも実際にまだそれについて議論したこともないですし、その後、建設費の高騰でこの金額がかわってくるかもしれません。ただ町長その時に、令和9年度の完成を目指して特別養護老人ホームを建てる意向だということをお話いただきまして、過疎債を使ってということであれば、その時期のその年、その前の年、その辺の過疎債がほとんど特別養護老人ホームの部分で枠が埋まってしまうということで、事業のローテーション的にこれで問題ないのか、もう一度確認したいと思いますので、町長お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全員協議会でお話しした金額というのは、概算の概算という状況であります。つい先だって恵和福社会さんのほうで、いちいの園の改築に関連してプロポーザルを実施して、3者が応募して、その中で1社が決まったようであります。ですから、そこを通じて今度さまざまな設計に入っていくということになると思いますし、また町のほうでは熱供給として近くに供給する施設、木質バイオマスの施設をつくれますので、それによって少し向こうの建設費が軽減されていくのかどうかということ、これから細かくいろんなことが出てくるかというふうに思います。

内容的に、これは町としての補助対象にすべきだろうか、どうなんだろうかだとか、そういうことも細かく見ていかなくちゃならないと思います。いずれにしても、これは過疎債の対象になるということでもありますから、これはその制度を使わせていただくこととなります。残り3割については、町がまた財源を見つけなくてはならないという、いわゆる一般財源の対応になるわけですが、そういった部分でいけば、やはり事業が増えていく、支援が増えていくということになれば、当然、全体の

財政も膨らんでまいりますので、先ほど、1回目の答弁で申し上げましたとおり、今までいろんなことを推し進めておりますけれども、これはもうそろそろいいのかなとか、これはこういう形に組みかえていったほうがいいのかなという、この問題に限らず財政全体のものを見ていくという形で調整していくものと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 わかりました。

10億円の過疎債を使うと、もちろんそこから資金調達をすると、過疎債とはいえ3億円は自分たちの自己返済しなければいけないお金が残るということで、財政的にはまた厳しくなるのかなというふうには思っております。

次の質問とも関連があるので、次の質問にいきたいと思いますが、地方債残高につきましては、このうち27億円程度が実際自力で返していかなければいけないというお答えをいただきました。

先日、ある町民の方に聞かれて、津別町は100億円も借金があるんだけど大丈夫なのかというふうにお尋ねいただいて、ちょっと私も知ったかぶりではないんですけども、平成25年のころは50億円なかったと、借金、地方債残高ですね。平成30年で60億円ぐらいの地方債残高だったのが、令和5年度末では100億円という形になって、町民の方が見たら不安になるだろうと思いますというところは一応認めました。ただ、なぜ100億円になったかということ、やっぱり町民の方に理解していただきたいくて、この質問が町民の皆さんに読んでいただければ、そういうことだったのかと思って理解いただけると思って、今日このことを質問いたしました。

実際には、中期財政計画の中では、令和5年度の段階において地方債残高は89億6,000万円という計画でした。それが現在、100億5,000万円になって約12億円中期財政計画の計画よりもオーバーしているわけですがけれども、逆に基金は中期財政計画の令和5年では、31億4,000万円の計画なんですけれども、それに対して現在、令和5年度決算で46億9,000万円基金が残っているということで、基金に関しては15億5,000万円多く計画より残高を残しております。これを読み解くと、要するに基金を取り崩し、要するに自己財源を取り崩しているいろんなものを建てていくより、建設する時に国のほうで多く手助けをしてくれる地方債を借りたほうが財政運営上有利だという

ことで、地方債、公債を使っているいろんなものを建ててきた。要するに、どちらかというところと節約をしたと。その結果として地方債が増えているんだということで、27 億円というお金は確かに大きいですがけれども、決して津別町として返済できない金額ではないということで、ここで確認できたのかなというふうに思います。

ただ、これから今、大型事業等をやっている、財政的には今申し上げたように厳しくなるんですが、令和5年度の決算において、交際費が8億5,000万円、これ担当に聞きますと、このうちいくらぐらいだということ2億5,000万円ぐらいが手出しで、残りは交付税算入、要するに国からいただいたお金で返しているんだよというふうなお話でした。今後、公債費がどんどん増加して行って、償還も大きくなってきた場合に、今2億5,000万円ぐらいの自己財源ですがけれども、もっと増えていくことが考えられるんですが、その辺について町長はどういう見通しを持っておられるか教えていただきたいとします。

○議長（鹿中順一君） 小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） 令和2年度から前期の中期財政計画の期間中、今後の必要な施設の整備ということで、大型事業のほうを進めてまいって、今後起債の額が増えていくというところは見通していたところです。

当然、自主財源の確保という部分に関しては当然重要なところではございますけれども、今後の財政の需要を見通して、そのために基金のほうを積んできておりますので、そこの基金を有効活用しながら財政運営のほうをしていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 今年度8億5,000万円のうち減債基金が2億円程度使われていると思うんですが、決算を見ますと減債基金残り3億3,000万円ぐらいで、この減債基金を使って償還の中で大きい償還のときに対応していくといい、そういう性質の基金だと思うんですが、この基金の積み増しとか、この基金は変な言い方ですけど、来年また大きい償還が出たらほぼ基金はなくなってしまうと思うんですが、減債基金についてはどういうふうな考えられているのか、お聞きしたいとします。

○議長（鹿中順一君） 小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） 今、積んであります減債基金につきましては、繰上償還できるものを今有効活用して支出していつていることとなりますけれども、今後は、やはり公債費が増えてきた中で、やはり償還厳しくなってくる中で、そこは有効的に減債基金のほうを活用して支出のほうをしていきたいと思いますが、それぞれ基金、もちろん減債基金、大切な部分ではありますけれども他の基金との整合性を見ながらそこを積み立てていつて、そこから収支のほうをしていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] しっかり財政運営していくことが町民の不安を打ち消すことだと思っておりますので、今、私こうして時折財政のことについて質問をさせていただくのは、町民の方にもそうしたことを知っていただきたいと思っております。今いくつか確認できたことがあったので、それはそれで良かったのかなと思います。

3点目の質問なんですけれども、指標については町長の答弁にありましてとおり、非常に実質公債費比率とか経常収支比率については上がっていくというふうになっております。今、大型事業を組んでいるので、財政規模が膨れ上がっていると思います。一番大きかったのは100億円に届いた時もありましたけれども、現在78億円程度の一般会計予算が組まれていて、その中で大型事業がありましたので、こうしたものがなくなって10億円、15億円と総体の予算が減った時に、当然いろんな経費の率が上がってくるのは当然だと思います。当然その公債費比率も上がってくるようになりますし、人件費等の割合で経常収支比率が上がってくることになると思います。それはあらかじめそうしたことを予測しながら財政運営を行っているので、あまり心配はしていないのですけれども、ただ経常収支比率が上がってくるということについて、少し質問をさせていただきたいと思っております。

現在、津別町の経常収支比率は83.7%だったと思います。10年ぐらい前は78%ぐらいの時もありましたけれども、今後も上昇が予想されると。ちょっと例を出して申し上げないんですけれども、先日、財政健全化計画が出された北見市なんですけれども、

実は、実質公債比率は令和3年、令和4年、令和5年、それぞれ10.3%、11.1%、11.8%と低くはないけど高くもないと。管内の市町村は大体10%、津別が優秀なだけでよそはみんな10%前後ですので、そんなに大きくないんですけども、実は経常収支比率が令和3年で92.5%、令和4年で96.5%、令和5年でなんと99.3%で、もう本当に財政の自由度がきかないという状況になっております。それから加えて将来負担率が147%に達しているということで、財政の硬直化というのがもう完全に起こっております。津別町の場合は、主要財政4指標のうち実質赤字とか連結とか、それから将来負担率については数字が発生しない状況になっておりますけれども、多分、現在大型事業をやっているので純資産が減ってくるということで、近々、将来負担率が出てくるのかなと思っておりますけれども、とりあえず経常収支比率についてですけれども、これがどんどんどんどん悪くなっていくと、どんなことが起こるのかというところで、将来の投資ができなくなったり、先ほど言いました財政の硬直化はもちろんなんですけれども、あと借入金が増えてしまう、それから住民サービスの低下、特にこの最後の住民サービスの低下という部分が一番大きいと思うんですけれども、津別町の場合、今後、経常収支比率が90%を超えるような状況に到達することがあるのか、あるとすれば、それは近い将来なのか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） 経常収支比率のお尋ねでありますけれども、ただいまの中期財政計画、後期の分のほうを策定しているところでありまして、やはり今後は経常収支率80%後半のほうに入っていくというふうに想定しておりまして、やはり90%近くには、今、厳しく見積もっておりますけれども、その辺までには到達していくかなというふうなところで想定しているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] これが経常収支比率がどんどん高くなっていくと、やはり財政の自由度がきかないとどんなことが起こるかちょっと考えてみました。良い例かどうかかわからないんですけども、安芸高田市の石丸市長のところ、給食費の無償化を単年度で基金を取り崩して、それ以降は一般会計予算の中で捻出するというような政策をとられました。基金をずっと崩していくんじゃないくて、一般会計の

中に組み入れていくということは、一般会計の中で儉約をして、見直しをして給食費の無償化をするということなんですけれども、当然それは財政の自由度が高くなければできないことなので、今、現実には津別町もこれから給食費の無償化とかありますけれども、財政の自由度がきかなくなれば、なかなかそうしたお金を捻出することが難しくなってくるのかなと。基金をどんどん取り崩して給食費に充てるということは、ただその財産減らしをしているだけなので、やはりそうしたようなことが起こらないように、こうしたものもきちんと見ていく必要があるのかなと。そのため多分、町長の先ほどの答弁である、いろいろなものを見直して、これはもういいかなというものについては取りやめていたり、見直していたりするというようなお話もあったのかなと思います。そうしたことをやってトライアンドエラーといいますか、そうした財政のテコ入れをしていきながら、健全な財政を保っていただけるのが一番かなというふうに思っておりますが、今後、退職者が増えて人件費、高い給与の退職者がもうほとんどいなくなって、一時採用を見合わせた12年間があると思うんですけども、その辺がくると人件費がもう高い給与でやめていく人がいなくて、下がどんどん給料が上がってくるので人件費がかなり上がってくると思うんですけども、こうした部分について、今後、人員の見直しとか、それから定年制の中で役定の見直しとか、そういったようなことで財政改革をするということは可能なかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 人件費の話が出ましたので、私のほうから答弁したいと思います。

確かに今、今年の人事院勧告に基づいて、これから条例改正していただくところなんですけれども、かなり若い人たちというか、給与自体がどんどんかわって行って、上げていかなきゃいけない状況がありまして、今後、議員のおっしゃるとおり、上がっていくというのはあり得る話です。それで、ただ今、再度退職の延長もありますので、そういう意味で人員の定員管理計画も見直さなきゃいけない時期になっています。それで、その中でやっていかなきゃいけないのが、最後に残った町民のサービスは、やっぱり人と人との接点とかそれが多くなってしまうので、そのところの人は減らせ

ない、逆に今、増やさなきゃいけない状況になっています。そうなってくると、どうやって人員を減らすかという、やっぱりこういうPCであったり、そういう電算化の関係で、できるだけその部分で業務を減らしていく、そういう形で人員を減らしていかなきゃいけない。なかなか減らすというのは、なかなかもうここまで来たら減らすというのは難しいかと思うんですけども、そこはそういう形で住民サービスを、町民へのサービスを減らさないような形でやっていきたい。そういう形でまたの見直しも考えていきたいと考えています。

そのことによって小さい町としては、かなり今、国のほうからは直接的な福祉関係の人員の関係が大分いろいろなところで、何とかセンター、何とかセンターという形できていますけれども、それに対しても対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] わかりました。

今日、財政の質問をさせていただいたんですけども、津別町の財政状況を冒頭に申し上げましたとおり、決して現在、悪い財政状況だとは思っておりません。しかし、議会というところは、議会議員というのは、その行政の財政運営がどのように行われて、将来的にどうなっていくのかということなどを常に注視していかなければいけない立場だというふうに考えております。私自身も反省するところは、中期財政計画などを見て5年先のことを見るんですけども、まだちょっとわからない部分だとか、この計画は入っているのかなどという質問程度で、もっと真剣に吟味する必要があるのかなというふうに思いました。今、後期の分が出たら、そうしたことをきちんとやって議員としての務めを果たしていきたいと思っておりますけれども、町長は財政に関しては長年財政畑を歩かれてプロですけれども、今後、今日の質問の中で町長から先を見通したお話をいくつか聞けたと思っておりますので、今後、そういったところを注視しながら、議員として財政運営をしっかりチェックしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もし何かあれば、町長からお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 財政は本当にしっかり考えていかないと、要望というのはさまざまあるものですから、それに全部お答えしていくとお金が足りないという状況になってきます。ですから我慢していただけるところは修繕で終わらせたりとか、そういう細かいことの積み上げも必要になってくるかなというふうに思っています。自分の手元資料ですけれども、例えば人件費でいけば、平成元年、この時は10億円を超えているんです。それからずっと平成23年まで人件費は10億円代、皆さんの議員の部分も含まれて、さまざまな委員の皆さん、町民の皆さんもいろんな委員会に入っている報酬だとか、そういったものを全て含めてですけれども、その中で一番多かったのが、平成11年が15億円あったんですよね、それが今9億円のところでずっと推移させていますから、かなり人件費も減っていると、そういった部分を基金にできるだけ積んで、そして需要に対応していくという取り組みをこの間進めてきているところで、さらにこれを減らすということは、なかなかもう困難かなというふうに思いますので、やはり先ほど申し上げましたとおり、これからいろいろ事業をやりまします。どうしてもやらなくちゃならない事業にはちゃんと準備をしていくということと、それから、いろんな要望に対しては取捨選択、それから優先度、そういったものをしっかり考えながら進めていくということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思うところです。

○議長（鹿中順一君） 次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねします。

まず教育長のほうになんですが、年々、全国的に増加傾向にある、小・中学生の不登校について、去る11月22日ですけれども増加する傾向にある中で、文部科学大臣のあべ俊子大臣が不登校の児童生徒、保護者に対して大臣メッセージを発出したというようなことがありました。

そういう中で、今、津別町の状況がどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、不登校になった子のサポート体制についてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） ではお答えいたします。

はじめに、不登校に関しての津別町の状況についてですが、小・中学校から毎月7日以上欠席した児童生徒の数と状況等の報告を受けており、小学校においては、不登校傾向にある児童が6名から7名程度で推移しており、中学校においては、不登校もしくは不登校傾向の生徒が6名前後で推移しております。

次に、不登校になった児童生徒に対する学習支援サポートについては、児童生徒個々によって対応はさまざまですが、主な対応としては、学習プリント等の配付、課題データ等の送信、AIドリルを使つての学習、また不登校に限らずオンライン授業も実施可能となっておりますが、本人が希望していないため実施しておりません。

また、小学校では、教育相談室を設置し、常時授業に参加することが難しい児童の学習サポートを行っておりますし、中学校においても、学習室または保健室等での別室対応を行っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、教育長のほうから不登校の児童生徒の数ということで、実態についてお話があったところですがけれども、ここでは7日以上ということで、俗に言う不登校という定義みたいのがあるようなんですけれども、そこまで深刻にはなっていないのかなというふうな気もするのですが、問題なのは、今は大丈夫でもというか、いつ我が子が不登校になるかわからないような社会情勢であるというようなことも言われておりますので、現状、不登校の子も登校してもらって、別な所で通常の学級ではなく授業をしているというようなお話も今あったわけですが、原因みたいなものを調査しているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどの7日というのは、月に7日以上休まれる児童生徒

については、少し不登校傾向にある可能性があるので報告を受けているという日にち
でして、一般的、道教委に報告するものについては、年間継続的または断続的に年間
30日以上休む児童生徒については不登校という形になっていますので、現状、今報告
しているのは、現在、毎月学校から報告されている数によって今答弁させていただ
いたところ です。

その中で、個人名を書いたものに、この子の今の状況等が全て書かれておまして、
それぞれ、さまざまというか原因はいろいろなんですけれども、その中に全て書いて
あるもので我々も把握しておまして、それがはっきり何かというのを全てわかるわ
けでもない感じで、それがどういうことなのかということ を教育相談員とか教員も含
めて現状を把握、協議しながら、何とか完全不登校にならないように進めていると
ころでして、基本的に一番多いのは精神的な不安から体調面で学校に出て来られなくな
るとというのが一番多いかなという状況です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 不登校傾向にあるということなので、全国の
数字だったかと思いますが、あまりまだ深刻な、俗に社会一般的に言われているよう
な不登校の子はいないのか、いるのかちょっとはつきりわからないんですけど、全国
の統計資料によると、今、私の手元でというか調べて、不登校になる要因というん
ですか、そういうのはちょっと答弁の中にもあったような気もするんですけども、やる
気が全く出ない、なんとなくダラダラしちゃって登校時間に起きられないとか、そん
なようなことだとか、うつ状態になっているとか、あと発達障がいというようなのが
一般的であるというふうに言われているようです。これは要因の大きいものが言われ
ているところなんです、その不登校が家庭に対して影響も及ぼしているというよう
なことも出ておりました。子どもが不登校になったために、親が仕事をやめると、大
変な状況ではそのようなところも出てきているように思っているんですけども、全
てが学校一つでできる問題でもないし、なんて言うんですか、サポートする教育相談
員等、津別町では結構、小学校に関しては人の配置、子どもたちに十分というちょ
っと語弊があるかもしれないんですけども、それぞれの分野でかなりの人を、先生方
やサポートする先生を配置しているかなというふうに思っていて、これに対してさら

にということではないんですけれども、いつ、どんな形で不登校というか、一般的に言われる不登校になる子どもが出てくる可能性があるというようなことが言われていて、毎年、毎年調査をすると、少しずつ少しずつ増加傾向にあるというのが文科省なんかでも懸念しているところであります。何て言うんですか、もう一つなかなか調べるといことも難しいかもしれないんですけども、不登校になっている親御さんというか、お母さん、保護者に対してのサポートみたいのがあるのか、もしあるのであれば、どんなような手当てをされているのか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどの、あまり深刻な者はいないのかどうかという話もあったんですけど、今現在、小学校においては完全不登校に近い児童はいないというか、半分ぐらい出てきたり、1日のうち2、3時間出てきたりとか、そういうもので、中学校になってくるとだんだん難しくなってくるので、小学校のうちになるべく完全不登校に近い形にしないということで、今、一生懸命やっているところで、中学校については、ちょっと今、半分ぐらい、先ほどお話した人数の半分ぐらいは完全不登校に近いような形になっていて、やはり全国的に見ても小学校より中学校のほうが人数は半分ですけど、6年と3年なので半分なんですけど、人数的には全国的に見ても小学生の倍、中学生のほうが倍多いということで、それだけ中学生になってからが難しいということだと思っておりますけども、津別町としても、そういう傾向になってきています。

家庭的なちょっと問題とか、不安がある家庭については、いろいろ保健福祉課含めて我々と学校と、そのケースごとに会議をもつこともありますけども、普段では学校、担任と保護者、いつもお話ししておりますし、場合によっては、今、教育相談員と中学生の親ともお話ししたりしながら、家庭的なところで何かあるのか、ないのか、今進めているところで、家庭訪問も常々できる家についてはやっているもので、保護者とのつながりが切れているということはないという状況です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 小学校については、あまり深刻であるとか、ないとかというのを決めつけてしまうことは難しいと思っておりますけども、以前にも不登

校と文科省の方針みたいなのは無理をさせない、休みたければゆっくり家庭で休んでもいいみたいなような話も聞いたことがあったんですけども、それが中学校に行くと、そういう感じで何ていうのか、子どもの好きなようにというのはおかしいんですけども、そういうことでずっとしていくと、中学生になると結構大変な数になるのかなと。同じぐらいの小学校でも中学校でも、現在、数字で言えば同じぐらいなんですけど、深刻の度合いというか、そういうのはやっぱり高学年に、あるいは中学校に行くにつれて高くなっているというのは、もうちょっと踏み込んだ何か手当てがあるのかどうか研究をしていただいて、子どもが学ぶ期間はそんなに長くない、学校という中で学ぶ期間というのは年齢的にも限られています。今は大人になってからでも中学校に通えたりとか、フリースクールがあったり、いろんな選択肢がたくさんあるんですけども、なかなかそういう選択肢といっても管内的には北見に夜間中学というのがあって、こういうのがありますというようなポスターを頼まれて貼るということもあるんですけども、そこに通っている人たちと、現在の不登校というのがちょっと違うんじゃないかなという気もするんですけども、そんなようなところを注視して、できるだけ健康体で学校に通えるような環境をつくっていただければなと思います。

親の力もかなりあると思いますので、全体的にいつでも不登校になり得るというような恐ろしい話も出たり、読んだりするんですけども、それはやっぱり毎日の生活や何かで、朝が起きられなくダラダラと行ってしまっって、原因の一つにはスマホだとかゲームだとか、ここにはいろいろあるようなんですけども、やはり規律正しいというか、そういうようなことを、今、不登校の子の親だけに言うんじゃないで、全体的に何かさらっとこんなような傾向にあり、もっと学校に通いやすいような環境をつくるというか、そういうことも家庭では大切ですよというのは、私が言うまでもなくもうされていることだろうと思いますけども、決して言い過ぎるということはないんじゃないかなというふうな気持ち、ただ人を、その点だけに向かって言うといろんな問題が生じるかなというふうに思いますので、小学生って今こんなような感じでいて、こんなところが問題になっているようだみたいなことなんかもお知らせするというか、そんなことも大事かなというふうに思いますので、その辺のところも学校と話をされて、そんなにたくさんいる子どもの数ではないので、津別町で学ぶ子どもたちという

のは、こういう問題にならないような形で進んでいければなというふうに思います。

次の、不登校になっている子どもたちへのサポート体制というようなことでお聞きしました。いろんな準備をしても、本人が例えばさっきあったんですけど、ドリルだとかこういう方法もあるとか言ったりしても、本人がやらなければ、なかなかそうだというふうにはならないと思うんですけども、子どもたちに1人1台タブレットで学習できるような状況になっていて、その辺のところは積極的に、ちょっとこれだけではわからないんですけども、ただ、そういうリモートだとかそういう学習でなく対面がいいよというような話もしながら、遅れをとらないようにしていかなきゃいけないかなというふうに思いますので、もうちょっと詳しく、休んでいる子どもたちの学習支援のあり方としていくつか出ていましたけど、今、全員に持たせているものなんかの活用というようなことで、より具体的なもので把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほどもお話ししたんですけど、1人1台iPadを持っていますので、実際にコロナの時とか、その後も各家庭と教室をつないで授業のオンライン化をしている時もありましたけども、今、休んでいる子たちは、やっぱりそこまでは求めるのは難しいというか、家で結構1人でタブレットを見ながらまた勉強するというのは、結構それはそれで意欲がないとやれないということで、今やれている状態ではないんですけど、先ほども言ったとおり、いつでもやれる体制にはなっておりますし、例えば学校に出てきてくれれば別室にいて、その教室とその別室をオンラインでつないでできる勉強もできますので、そういったこともやりながら、特に小学校は、本当になんとか家から出てきてくれるということが一番大切で、2時間でも3時間でも、給食の時間からでもとか、そういうことをしながらちょっとでも外に出てくれるということでやっていますし、中学校においても、例えば部活だけでも出てきてもらいたいとか、そういう本当に家から出てきてもらうことが一番重要で、最近では、ちょっと若干北見の夜間中学に通い始めている子もいますけれども、そういったことで完全不登校ということになって家から出て来なくなると一番長引くというか、できれば中学校でしたら卒業を迎える前にはやっぱり学校に出てきてもらいたいなど

いうことですがけれども、強制的にとということにもなりませんし、その後の進路としても今は通信制の高校とかも結構行っているお子さんも多いので、そういった道もあるんですけども、なるべく家から出てきて学校に来てもらいたいなという気持ちはありながらも、そういった本人たちの選択の道も我々も一緒に検討していきたいなと考えています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 増えていく状況にある不登校について、今お聞きしたんですけれども、津別町に関しては、道教委でもいろんないつでも相談できるような体制をとっているというふうなことが言われているようなんですが、今、教育長から、個々にこんなような対応をしているというふうなことで、やっぱり一番は子どもたちの行けないというか学校に登校できないような気持ちの原因を、何となく見つけ出しというか、そしてその子にあった形で登校ができるようにしていくということなんだろうというふうに思います。

今お尋ねしたところでは、かなりな部分でできているのかなというふうに聞こえてきました。ただやっぱり大きいということじゃないけど、不登校の子が行っているいろんな学校の様子やなにかがテレビ等で報道されたりするような場面もあって、そこだと本当にのびのびというかはわからないんですけども、いろんな形で普通の学校には行けなかったけども、ここなら行けるというふうに、別な部分に行っている子もいるように思います。そういう選択肢が近くにないので、どんなふうにして補うかというふうなことになったときに、先ほどおっしゃったような個別にいろんな、俗に言う手を変え品を変えてなんとかというふうなことをされているようなことをうかがいましたので、その線に向かってというか進めていってもらいたいと思いました。行かない子に、私はもっとタブレットとかそういうようなものが、もっともっと活用されているのかなというふうに思ったんですけども、実態としてはそうではない、まさかそういう環境に家庭がないということではないのかなというふうに思ったんですけども、十分家庭でも使えるような状況に登校している子どもたちの家庭はそうであるというふうに思われています。

ちょっと調べていくと、なかなか経済的にそこまでできないというふうなところに

は、就学援助というんですか、その項目の中にW i - F i 環境を整えるような、全額ではないと思いますが、そういうことをしているところもあるようなことを見かけたので、もしそういう環境にない、学校ではできるんだけど、家庭では使えなかったというのがそういう原因でないというふうに、もしあるんだったら別な方法を考えてもらいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、経済的に難しいところのタブレットの話がありましたけども、前に調査したところによると、家庭にW i - F i がないという家はほとんどないということで、経済的にそんなに苦しくても皆スマホとか持っているということなので、実際、家にW i - F i がないと、かえって経済的に苦しくなるということもあると思うんですけども、無いということで聞いております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] ちょっと懸念していたようなところの質問の答弁としては、ほぼ満足がいけるような形かなと。対応の仕方についてそんなふうに感じましたので、引き続き、一人一人の子どもたちを大切にする教育というか、学校であってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か特別されたことがあればお聞きして、無ければ次に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 多分、昔であれば、本当に学校に行かないとなれば親が無理やり怒りつけてでも行かせていたと思うんですけど、今はそういう時代でもなく、やっぱり無理やり行かせたりということではないので、どうしていくことが一番その児童生徒、保護者にとっていいのかということも今後も考えていくということで、今、特に小学校の教育相談員の先生が親身になってお話をしてくれていて、結構、保護者の相談も少し増えてきていますので、そういったところを中心に、担任、教育相談員、それから児童生徒、親と、そういう中でなるべく良い方向に向かうように進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 1 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 二つ目の質問を町長にしたいと思います。

高齢化社会のデジタル化に伴いインターネット等の情報通信技術 I C T を利用できる人と、利用できない人との間にもたらされる格差、あまり言葉は好きじゃないんですけども格差が問題視されています。

問題解決に向け、高齢者がいつでも相談できる窓口環境を整えることが大事じゃないかなというふうに考えております。

窓口を設ける考えはあるのかないのかというのをまず 1 点聞きたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、高齢者のデジタルデバイド問題についてお答え申し上げます。

行政の手続き等に関して申し上げますと、さまざまな事業や手続きの情報提供や周知に関しましては、ホームページ等の電子媒体を活用するようになった現在も、広報や回覧板、直接的な郵送による手段を実施しておりまして、加えてデジタルサイネージを活用した動画での広報活動等も進めているところです。

また、申請や申し込みにつきましても、来庁しての手続きに加え、郵送や代理での手続きなど、弾力的に対応しており、高齢化の著しく進行した本町に即した対応を進めてきているところであります。デジタル機器がない、使えないことによる行政上の情報格差等はないよう努めており、手続き上のご相談にも対応してきているものと考えております。

他方、一般的な社会情勢としては、デジタル機器の有用性・優位性は、加速度的に上昇してきていることは明らかな状況かと思っております。現在、若者から壮年世代までは、ほとんどの方々がデジタル機器の取り扱いに精通し、高齢者の方々において

も、毎年、取り扱える方々が増えている状況かと推察しています。

しかしながら、デジタル機器を使いたい、もっと使いこなしたいという要望があることに応えるべく、町では、令和4年度から毎年度、実施形態は異なりますが、スマホ教室を3回5日間実施し、来る12月20日、21日にも実施する予定としており、高齢者等の方々が何でも相談しやすい教室を提供してきていると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 町でいろんな話のたびにホームページを見てくださいというようなのが結構多くなって、その言葉にホームページまでたどり着くのが大変というような声もあつたりとか、確かに毎年、長期間じゃないんですけどもスマホ教室を実施しているのも承知はしています。今回のチラシ、これも広報か何かに入っていたのかと思いますけども、こういうのもやって、この便利さを皆さんにとというような動きであるということは違いないんだと思うんです。ただ、なんというか残り少ないんだと思うんです。多分、そういう恩恵にというか、あたっていない人というか、現実はまだスマホでない方もいらっしゃいます。その方の話、同世代みたいなものなんですけども、聞くと便利さというのがわかっていないみたいなんです。こういう教室とかになると、一定のレベルにあわせて進んでいくみたいなことになるからそうなのかどうかわからないんですけども、私は、こういう講座を何月何日何時から行いますというよりも、もっと違ったやり方があるんじゃないかと。高齢者の集まるようなサロンだとか、例えば寿大学だとか、老人クラブと、そこでやりたくないというふうに言われればそれまでなんですけども、津別町ではサイネージだとか広報だとか、病院だとかにもあるし、さんさん館にもあるし、今、銀行にも置いてあるようなので、ちょっと時間がある人は、そこから情報を仕入れるということもあるかと思えますけども、何ていうかもう既にそれは私は無理みたいな感じになっている人もいますので、そんなにたくさんの高齢化率が高いとはいいいながらも、頭数にするとそんなに多い数じゃないし、この持たない人とかこういう人は、必要ないというふうに言い切っている、それは国かなにかで調べたら90%ぐらいは必要ないからいいんだよと言

っている、持たない高齢者の中ではそんなふうな話もあるのは事実ですけども、にもましてデジタル化、デジタル化と一方では言われて、もう各家庭にもWi-Fiがね99点何パーセントぐらいまでを国はデジタル庁か総務省かどこかで言っているみたいなんです。そうすると、ここで生活していく上で必要なことであれば、やっぱりもうちょっと細かく、本当に便利なものに触れる機会をもっと、あまりハードルを高くしないで知ってもらえる機会というのがあったらいいかなというふうに私は思って、今回ちょっと情報格差というふうに言ったんですけど、でも持っている人と持たない人と、サイネージを見る人と、見ない人とか、あるいはネット環境があって何でも自分でサッと調べられる人、そうでない人というのは、わずかな差があるのかなと。あと災害やなにかの時でも、すばやく個人で情報を入れられるというのは、ものすごくちゃんと使っていけば便利なものに違いない、そういうようなことを噛み砕いてというか、できる場があればいいかなというふうに思っています。今、休憩のところでもちらっとここの辺の話聞いたんですけども、うちの誰々は、もうカタカナで一つ、二つ言われると拒絶反応を示しちゃって、もうそれより先に行かないというようなのが高齢者全部じゃありませんけども、一部かもしれない、カタカナ言葉に慣れていないのが矢継ぎ早にどンドンどンドン言われてしまうととてもできない、そういう人を行政がサポートするのかというと、それはそうでないかもしれないというふうに実は思う部分もあるんですけども、でも、こういう時代になったということなので、大げさに言えばSDGsなんかでは、誰ひとり取り残さないとか言っているので、それがその言葉がそっくり当てはまるかどうかはわかりませんが、あとわずか、まだできる人がその利便性というかそういうことを知らないで、こういう講座があっても、もう無理というふうに決めている、そういうところになんかそうでなくて、例えば今、人がそんなに人的にいつでもどうぞというふうにウェルカムみたいな感じにはなっていないにしても、相談に応じる窓口が定期的にというか、短い時間であるというふうなことになれば、もうちょっと違って来るんじゃないかなというふうに思います。具体的にはというか、ウッドルームだとか、それから今できたサツドラの横の公共スペースみたいながありますよね。そこに毎日じゃなくても、ちょっと対応できる人がいれば、あまり堅苦しく今日は何とか講座に行くというようなことでなく、触れていって、そ

ういう情報やなんかを自分でキャッチできるようになるのではないかなというふうに思うんですが、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、デジタルということですが、一般の方たち、私も含めてそうですけども、やはりスマートフォンを持っているか持っていないかは随分世の中を生きていく上で利便性が違ってくるとい状況であります。

ただ、お持ちでない方も、それでは何もしていないかというところではなくて、やはり今までの紙ベースを通じて、お知らせ等必要なものはさせていただいているという認識をしています。

議員もご承知のとおり、平成23年から2年に一度、住民満足度調査をやっております。令和元年から、いわゆるデジタル機器の所有状況について調査をしているところですが、確実にお持ちの方が増えてきているんです。例えばスマートフォンでいけば、最初に調査を行った令和元年では、持っているという方が54.3%でしたけれども、その後、令和3年の調査、そして直近の令和5年でいけば76.7%に増えていて、逆にガラケーが令和元年に27.3%あったのが10ポイントほど落ちて、今17.6%というふうな形になっています。何も持っていないという方が、令和元年には11.3%あったのが、令和5年では6.4%ということで、来年はまた満足度調査の実施時期になりますけれども、多分これはまたスマートフォンの所有状況は8割を超えていくんじゃないのかなというふうな予測も立てているところです。

本来的にスマートフォンを持っていると、使い方というのは売った先といたしますか、機種やさまざま会社がありますので、そこで受付をして、そこで無料の教室を開催しているところでもありますけれども、こういう小さな町になると、そういう店もありませんので、国の補助金も活用して、これまで地元でもそれができるように、スマートフォン教室を進めてきているところでありまして、これは今後についても行っていきたいというふうに思っているところです。

そうした中で、議員から提案のありました老人クラブだとか、あるいはサロンだとか、そういったところでもできないかということでもありますので、これはできるかできないか、ちょっと即答はできませんけれども担当のほうで可能かどうかも含めて今

後検討していくようにしていきたいなと思っています。

また図書館がこれも聞いている話ですけども、図書館ができて学生たちがよく勉強をしています。特に中間テストだとか、期末テストになると、かなりの賑わいで図書館や下のロビーが使われているようでありましてけれども、そういったときに学生がお年寄りのスマートフォンの使い方を教えてあげている、聞いているんだと思うんですけど、そういう光景を目にしますという話も聞いていますので、きっとそういうこともスマートフォンを通じての世代間交流というんですか、教えてもらった人は、きっとその子に今度何かお菓子でも買って行ってあげたいなとか、きっとそういうようなことも思うのではないかなというふうに思いますので、そういうところも広がっていかばなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、答弁の最後のところで微笑ましい話も図書館での一コマを聞いたんですけども、確かに満足度調査をすればスマートフォンとか所有者とか、どんどんどんどん増えてきているのは事実だと思います。

せっかくたくさん機能があるのにカメラと電話だけとかそういうふうになっているので、段階とか、要は宝の持ちぐされみたいな、私もそんなに全部ができるわけじゃないんですけども、いろいろ教えてもらっていると、こんなこともできる、あんなこともできるというようなことで、便利さというものもありましたけど、タイミングよく教えてもらっても1年に1回か2回しか使わないとまた忘れるということがあるんですけども、やっぱり本来、使い勝手の良いものであるというような、いろんな段階があって、利用のレベルもあるというようなことをちょっと調べると書いてありました。一段階目は通話、ただ話ができればいい、あとカメラで写すとか、2段階目になるとLINEができるとか、そしてコミュニケーションができるようになっていくのが2段階目で、3段階目、さっきそこで話しているのをちょっと耳にしたんですけど、アプリを入れられる。4段階目で決済ができるという、こう段階を経ているようです。どこかでやっているというのを読んだんじゃないんですけども、どういうことなのかなと、自分でもいろんな機能がたくさんあるけど、どの辺までいけるかな

というふうに思ったときに、やっぱり、せつかくスマホを使おうというふうに思ったときに、聞く場というか相談の場がないというのは非常に、買ったところでと言ってもなかなか難しいかもしれないので、図書館でもこんなような利用をしていたというようなことを、何気なく図書館の利用について、この間、高校生とか中学生が、おじいちゃんやおばあちゃんにこんなふうなことで教えていましたよなんていうのも、ここで津別じゃなきゃできないかもしれない、都会に行って話しかけるのもどうかというようなところで、そうはいかないので、それは小さな町の顔の見える、人口全部の顔がわかるわけじゃないんですけども、そういうほのぼのとした、あったかいようなものもお知らせしてもらおうと、今度行ったときに誰かいたら教えてもらおうかなというような人も出てくると、そこでまた世代間の交流だとか、そしてスマホのレベルを一つ上げるというようなこともできるかなというふうに思うので、やり方はいっぱいあると思います。せつかく持っている人たちが複数の機能を使えるような手立てを、いろんな角度でされたらいいかなというふうに思いますので、聞ける人がいるということで非常に助かっている部分があります。なかなかすぐ聞ける人がそばにいる、いないというようなこともあるので、やっぱりこういう時代になってきているということ踏まえて、やっぱりいつでもどこでもじゃないんですけども、そういう感覚で町民全体のスマートフォンに対するレベルが上がるようなことをやっていただきたいなというふうに思っています。

さらに何かありましたら、お答えをいただいて、なければテーマがそんなにたくさんじゃないので、実態とお願いというようなことであるので、終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、参考までに図書館でのお話をしましたけれども、これまた何かの媒体を使って伝えていくと、ちょっと本来的には勉強に来ている子どもたちですから、そこに今度行くこと、教えてもらうことが目的にした人たちがたくさん現れると、今度、子どもたちもちょっと困惑してくるような状況になるかと思います。ですから、こういったものは口コミが一番いいのではないかなと。そして、やっぱり勉強の邪魔にならないように、ちょっと聞いたら教えてくれるかもしれないよという

ことでやっていただければなというふうに思うところです。

スマートフォンも持っているると便利なんですけれども、同時にお金も結構かかります。まず機種を買わなくちゃいけませんし、通信料も結構なものです。それを考えるとやっぱり持てないという人も当然中にはいるかと思imasので、それを無理にまたデジタルの世界に引っ張り込んでくるというのもどうかなというふうにも思いますので、やはり自然ともう十年も多分すれば、また違う世代のものが売り出されているのではないかなと思imasけれども、先に進んでいくのに全部追いついていくのは大変ですけれども、できる限り機器をお持ちの方は、それで少しでも多く対応できるように行政としてもできる範囲の中で拡大できるものは拡大していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 聞く人、聞きたい人、その場所等いろいろあると思imasので、今一番やれることを選んでいただいて、進めていっていただければなと思imas。

確かにスマホ自体はもうびっくりするような値段になっているようなので、簡単にはいかないかもしれませんが、国の方針みたいなのがそういうようなことで、いかにも持たないと、そういうパソコンだとか、タブレットだとか、そういうところから情報を瞬時に得られるような生活でないと困るような話も、数字も出ていたりするので、そこだけポッと見ちゃうと、取り残されてしまうかなというふうな不安も出てくるんじゃないかと思imas。不安があったり、それから購入時にはかなりの費用がかかると。いろんなことで、その中で個人が判断することだろうと思imas。判断して持った人に対しては、せっかくあるのに使わないのはもったいないということで、それをいろんなハードルを上げない中で、少しずつ町民の人の使うためのレベルみたいなのも上がり、災害時なんかはすごく便利な情報の手段であるというふうに言われているので、その辺のところも、それと今までどおり紙媒体だとか、広報だとか、サイネージだとか、いっぱい確かに得ようと思えば同じぐらいの、個人でしなくてもいいぐらいの情報が町からは出されているのも承知していますので、その時にあったというか、一番タイムリーな情報の発信の仕方というのをこれからも研究をしていた

だきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 次に、6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の内容に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、町で管理する公営住宅の現状と課題についてであります。

町営住宅への入居の関係で、入居基準により空き住宅があつても、入居したくても入れない状況があります。

そこで、次の点について伺ひたいと思ひます。

一つ目、町営住宅の役割をどう考えているか。

二つ目、町営住宅の種類と戸数、入居状況および空室状況について。

三つ目、空き住宅の活用について、どのように考えているか。

以上について伺ひたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、町で管理する住宅の現状と課題について、お答え申し上げます。

はじめに、公営住宅の役割についてですが、町営住宅を含む公営住宅につきましては、公営住宅制度の趣旨であります、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、町民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者の方々に低廉な家賃で供給することを役割としてあります。

次に、町営住宅の種類と戸数、入居状況と空室状況についてですが、町営住宅には、町営住宅、特定公共賃貸住宅のほか、公営住宅法によらない町独自の施策である町有住宅があります。

戸数については、町営住宅が246戸、特定公共賃貸住宅が115戸、町有住宅が54戸となっています。入居状況と空室状況については、令和6年11月末現在、町営住宅は、入居数が157戸で、空き戸数が89戸ありますが、空き戸数のうち入居に適さず募集を

行っていないものが56戸あります。特定公共賃貸住宅は、入居戸数が108戸、空き戸数が7戸あり、町有住宅は入居戸数が37戸、空き個数が9戸となっております。

次に、空き住宅の活用についてであります。町営住宅において退去があった際には、広報誌とホームページで公募を行い、入居の受付を行っておりますが、応募がなかった住宅については、随時、ホームページ等で入居公募を行っているところです。

また、各住宅における入居者の資格については、それぞれ条例に収入等の基準を設け、ルールに基づき入居していただいているところです。

建設年度が古く、改築にも適さないものについては除却し、需要が見込まれ改築が必要なものについては、退去時に内部改修を行い優良な住宅の確保に努めているところです。

今後の町営住宅等における空き住宅の活用については、人口減少に伴い、各段階においては検討事項としており、令和7年度に、津別町住生活基本計画等の見直しを予定していることから、次期住宅整備に係る計画の策定に向けた検証と協議を行う中で、あわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 1番について、つまり公営住宅は公共の福祉を目的として設置され、安価な家賃で安心して住める住宅を提供する役割を担っているということだと思います。

そこで、2の町営住宅の種類と戸数についてに入っていきたいと思ひます。

説明がありました、次の点についてお聞きしたいと思ひます。

49戸空いているとのことですが、募集は時々広報等にも載っていますが、役場に相談すれば、入居資格に該当すれば募集時期に関係なく随時受付できるのか、入居可能と考えてよいのか、ちょっと確認したいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅の空きがございましたら、すぐに公募を行いまして、広報誌と町のホームページを通して公募を行っております。

その際、受付を行った後、応募がなかった住宅につきましては、その後、随時ホー

ムページ等で入居の公募を行っております。また、問い合わせがあった際には、窓口や電話で対応し、随時入居可能となっております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕そこで、空き状況の関係なんですけども、ここ3年間で空き戸数の変動というのは、およそでいいですけども増えているのか、減っているのか、または変わらないのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 町営住宅につきましては、今、町長の答弁からもあったとおり、ある一定の空き戸数がございます。今、議員からのご質問にありますとおり、その状況については増えているのかというご質問ですが、今ちょっと具体的な数字についてはまとめたものが手元にはございませんが、町民全体の減少に伴いまして、空き戸数については増えている状況だと認識しております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕町営住宅で入居に適さず、募集を行っていない政策空家といいますかは56戸あるようですけれども、国の方針、公営住宅法の修繕の義務第21条では、「事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、その他の国土交通省令で定める附帯設備について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない」となっていますが、それとの関わりで撤去の都度はどうして修繕しないのか、今後どうするのか、方向性はあるのか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 政策空家がどうしてあるのかというご質問かなと思っておりますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町内での需要というふうなものを見据えて、そして地域によっては、古くて全くもう何十年も空いているというもの、もしくは先ほど補佐から答弁がありましたとおり、随時募集をかけていても、そういった住宅には入ってこないというふうなものにつきましては、町のほうとしては、維持の経費もかかるということで除却をしているというところは、先ほど答弁をしたところでございます。今、法律に鑑みというふうなところでご質問がありました

が、それにつきましては、町のほうとしては必要がないものにつきましては募集をせず、今後除却をしていきたいというふうな考えでありますので、修繕についてはしていないというふうなものでございますし、そういったものを政策空家として募集を行っていないというふうなものでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 一応、空き住宅の関係では、いろいろ状況に応じて修繕したり、除却したりするというようなこともわかりました。

それで3番目の、空き住宅の活用についてどのように考えているかというほうに移っていききたいと思います。

空き公住の活用を考える上で、参考までにちょっと聞かせていただきたいのですが、公営住宅の入居の問い合わせの中で、入居資格があわなくて、断ったケースは今までにどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 入居資格があわないで断った件というようなところにつきますと、入居募集をかけさせていただいたときに、収入額等々を調査させていただきまして、それに見合った住宅を案内させていただいているというふうなところでございますので、入居自体を断ったというふうな事例については、ごくまれだというふうに考えております。

先ほども町長の答弁にもあったとおり、各種、要は収入条件等々の住宅がございますので、そういった条件に現在当てはまらない方はいらっしゃらないのかなというふうに考えております。過去に住宅が切迫をしておりますして、抽選等々で漏れて住宅入居ができなかったというふうな方はいらっしゃったというふうには思っておりますが、こちらから入居を断ったというふうな形については、別な住宅を紹介させていただいているなどがございますので、そんなにはないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 民間アパートが最近増えております。私のちよっ

と調べてみたところでは、30 世帯ほど全てが入居されている状況にあったのかなと思います。大部分の人は、やはり収入が高くて町営住宅には入れないというようなことが言われておりました。そのほかの人でも所得を考え無理だと判断し、こちらから民間を選んだと答えている方もいます。

町営住宅の入居の関係ですが、入居希望時点で所得が低く、資格に該当していなかった人が、その後、昇給とか、あと配偶者の共働きなどで収入が増え、入居基準に該当しなくなった場合はどのように対応をしているのか、その実態はどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 今、議員ご指摘のとおり、各種住宅におきまして入居基準がございます。特に、今ご指摘である収入の部分でございますが、現在も入居基準の収入が特に高くなっておられる家庭があるというふうなのは、町のほうでも認識しております。というのも、毎年、収入状況調査等々を行わせていただいている住宅等もございますので、そのところで収入が超過をしているというふうなところもあるということも町のほうでは認識しておりますが、今のところでは、例えば収入が低い方のための住宅に入られていて、そして収入がオーバーするといった場合には、収入が高くても入れる住宅のほうに移っていただけませんかというお話をさせていただいておりますが、実際、移動したというふうなところは、私が知っている限りでは実はございません。そのまま収入の低い方の住宅の所に住んでいるというふうな実態はあるというところで、そのまま住み続けられている方が多いというふうな形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 今の状況からしますと、やはり、今住んでいる人に対しては給料が高くなったとしても、ある程度の柔軟な対応で進めているというふうに理解できます。

国の方針でも、地方分権改革推進委員会の勧告として、次のように述べています。地方が主役の国づくりを地方分権改革の究極の目標に設定し、基礎自治体優先の原則

を掲げたその中で、「補助対象財産の財産処分弾力化についても、その大半は市町村向けの国庫補助負担金等に係るものである。国と地方自治体と呼び慣れてきたものを、中央政府と地方政府と呼び変えるとすれば、広域自治体である都道府県は広域地方政府、基礎自治体である市町村は基礎地方政府ということになる。地方自治体を地方政府と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていくためには、何よりもまず住民に最も身近で、基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立つ地方政府に近づけていくことが求められる」と述べており、さらに「公営住宅の整備基準や入居者資格要件は、居住面のナショナルミニマムを確保するとの理由から、国が全国一律に定めており、公営住宅の供給を行っている都道府県や市町村による弾力的な取り扱いが認められ、地域の実情に応じて地方自治体がより柔軟に公営住宅を供給できるようにすべきである（国道交通省関係）」として、「公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする」と述べていることから、そこで一つ確認したいのですが、現在、公営住宅に外国人労働者が共同生活しているケースがあると承知していますが、この特例はどのように設定されているのか、認める根拠をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 今、前段に国の通達等を読み上げていただきましたが、それらの通達につきまして、まさにそここのところかなと思っておりますし、本条例、津別町にあります公営住宅の設置条例の入居の資格につきまして、町長が特に認める場合というふうな1項目がございます。そういった中で、今ご指摘といいますか言っていただきました外国人の方々が共同生活をしているというふうなものにつきましては、ちょっと、その入られている方々の事情につきましては、この場では差し控えますが、町長が必要というふうな形で認めていただきまして入居をしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 私が考えるには、多分、介護労働者の不足を補う

ため、町の福祉事業にも大きな役割を果たすといった町の政策を推進する立場から、特例として認めているものと理解しておりますが、それも国交省の活用事例を見ても、ホームシックを避けるためにも外国人労働者の共同生活を認めており、最低賃金を超えたとしても、2人で入居すれば所得オーバーが考えられますが、住民福祉に寄与する立場から特例を理解するものであります。もちろん住宅に空きがあることが前提だと思います。

そこで、今まで入居している人には柔軟な対応をしながら、新たに入居しようとする人や、他町村から移住を希望する人、所得がある程度高い人と結婚するなど、そういう場合は認められないというような現実があります。

町民は、町営住宅が空いているのに、入っている顔ぶれを見て、なぜ入れないというようなことの理解ができず不満に思っている方もおられます。

これらを含め、今後、検討すべき課題と考えますがどうか。先ほどの地方分権改革推進委員会の勧告は、平成19年の5月に公表されておりますが、なぜ今までそういう勧告にある、柔軟な対応を取るべきことの中で、条例の整備を含め進められなかったのか、所得基準を上回る対応ができなかったのか、この辺、伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） まず前段の外国人の方に対してのコメントにつきましては、個人情報等々の観点もございますので町のほうからはコメントは差し控えさせていただきますと思いますが、後段の部分でございます。各種いろんな方々が良質な住宅を求めて本町に来られているというふうなことは存じております。そういった中で、なぜ住宅の柔軟な対応をとというふうなところでございますが、実は、その柔軟な対応をしているからこそ、先ほど言った外国人の方が入居できているというふうなところであったりとか、住宅の収入が越えていきながらも、そこに住んでいただいているというふうなところがあるのかなと思っておりますし、最後にありました、求めているのになぜ入れないのですかというふうな事例の案件でございますが、先ほど最初に町長が答弁させていただいたとおり、今、各種収入の状況に応じて入れる住宅は、いろんなパターンの方々に対応できるだけの住宅がございます。そういったところにつきまして、ご希望される方々のほうに供給をしていくというのが町の役目なんじゃない

かなと思っておりますし、本当に公営住宅法でありますところだったりとか、先ほど議員が公表していただきました指針の前段だったりとかというふうなところで、やっぱり公平にというふうなところでいきますと、ある一定の基準を持って入居していただく。町長の答弁にもあったとおり、ある一定の基準でルールをもって入居していただくというふうなのが必要なんじゃないかなと考えております。

加えまして、本当に、例えば住宅が昔のように切迫しておりまして、無いというふうなところでありますと、町のほうとしても、例えば公営住宅をみなし特定公共住宅というふうな形にして、活用できるというふうなものもございますので、そういったことも過去にはやっております、実際問題、町内にもそういった住宅はございます。

そういったところで、先ほども申しましたけれども需要等を鑑みながら、町のほうとしては対応しているというふうなところでございますので、今の状況を含めまして町のほうとしては基本のルールに基づきまして対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 1分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 先ほどの説明、回答の中で、町営住宅、町有住宅、特賃住宅それぞれ空いていて、それぞれの用途があるので、入れない条件は無いよというような話があったのではないかなと思いますけれども、民間アパートあたりで先ほどお話を聞いたということに関してなんですけれども、やっぱり民間の人は、町営住宅を基準にして入れない、特賃住宅に入れるとか、入れないとか、そういうような話ではないように思ひます。

そこで、例えば町営住宅あたりで、1人世帯の通常の入居基準といひますか、単身者では189万6,000円となっておりますけれども、これ例えば1日1時間単価、例え

ば1,010円の人が8時間働いて、20日間働いたとします。それで12カ月働いたとしたら189万円をオーバーするような形になります。それが25日働いたとしたら、もっと増える形になりますので、その入居基準の所得の関係ですけれども、もっとももっとそういうふうになれば一般の人が入りたくても入れないというような状況になるのではないかなど。それで、これはいつ改正したかわかりませんが、この基準をもっと引き上げて、ある程度の人が入れるような状況にすることはできないものなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまのご質問についてですが、町営住宅の目的でもあります収入が少ない低額所得者の方々に供給する住宅として町営住宅を供給しております。それで、通常の入居者の場合は収入基準月額が、月額でいいますと収入が15万8,000円以下ということで条例のほうでも定めておりますが、この条例に基づくものは、公営住宅法に基づくものに沿って制定しておりますので、この公営住宅に基づいて条例のほうを定めております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 先ほど勧告にもありましたように、国は公営住宅の基準であっても、実情にあわせて変えていくと、基準が高いから低い人が入れないということにはならないと思います。高い人もある程度、公住が余っているのであれば入れるように基準をもう少し高く設けてはどうかという、そういうことで今、質問したのですが、その辺はどうですか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、まず現状といたしましては、今、議員がおっしゃるとおり収入の低い方用の住宅についても空きがありますし、特定公共賃貸住宅、要は収入がある程度ある方について入れる住宅についても空きはあります。先ほどの答弁と繰り返しになりますが、過去に住宅が逼迫していた場合においては、議員がおっしゃるような形で低所得者向けの住宅の一部について、みなし特定公共住宅というふうな形に変えた事例もございます。

ですので、今、もうできることはできますのでそういった形で対応しておりますが、今の状況におきましては、住宅がどの収入状況においている住宅についても、まだ余裕があるというふうな状況なので、そういった形で町民の方には供給をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 今、公営住宅が先ほど町長の答弁にもありましたように、余ってきていて古い住宅は除却も考えているというようなことでありますし、そういう中で、低所得者に問題ないのであれば、ある程度基準の見直しをかけていったらどうかということなので、例えば、先ほど柔軟に対応しているということも出ていましたけども、その柔軟に対応しているという、その柔軟性についてはどういうふうに対応するとか、条例できちんと制定しておかない限りあやふやになって基準がこうだからというようなことになるのではないかなと思います。

賃金が経過に応じて高くなっても一応入っているというのであれば、それなりの条例を改正することも必要でないかというふうに考えております。その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 制度設計の関係ですから、私のほうから話したいと思いません。

公営住宅法というものが、もともこの法律で定めている所得制限、上限を定めています。普通の住宅ではあり得ないです、民間でいえば。そういう意味では、もともとの公営住宅はどのようなものであるかというのが説明あったとおり、低廉な住宅を配給するという形です。津別町におきましても、基本的には町営住宅については公営住宅法に基づいて補助金、国からの補助をもらって建てております。そういう面におきまして、基本的には入居資格はいろいろすごい細かくなっています、例えば単身は基本的にはだめであるとか、そういうのがあるのですが、そうなってくると流れとして、じゃあ単身の人の住宅はないでしょうという話になってきまして、そうなった時に津別町では学校が閉校になったときの教員住宅であったり、また林のほうの補助金を使って単身の住宅を建ててきて、単身向けに配給してきました。それについては、

そういう公営住宅法の縛りがないので所得制限等は無いし、単身はだめというものもありません。その後、今度、所得の制限について、やっぱり所得があっても住宅は必要だよねという形で、今、特定公共賃貸住宅、ちょっと名前が変わっているのは後で公営住宅法とは全く考え方が違う形で作られた法律による住宅ですので、そういう流れの中で、その住み分けは必要になっているんです。柔軟に対応というのは、あくまでも町としては住宅に困っている人をどうやって入れるか、どこに住んでもらうか、住宅を町のほうで用意できないか、それが一番の目的でありますので、それでいろいろなパターンで所得がある人はこういう所を用意していますよ、無い人はこういう所がありますよ、単身で所得が無かったらこっちという形で、どれにでも対応できるように今までしてきたところです。

ただ今、人口減で、議員のおっしゃるとおり空いている住宅が確かにあるんです。それに対してどうやって対応するかというのが今後の課題であると思っています。実際空いていたら、もちろん古い住宅もいっぱいありますので、それについては入る人がいないので除却していきますが、それとは別に、まだ使える所の住宅についてどうやって対応するかということで、基本的な仕分けがありますので、そういう仕分けを変えてという形になると、ちょっと柔軟な対応もし過ぎじゃないかと言ったら変ですけども、という形をもっております。ただ空いている住宅については何らかの希望する方がいるんだったら入れる方法はないのかというのは、おっしゃることはわかりますので、ただ、そういう歴史上の縛りがあるのと、実際の条例上でもそういう形がありますので、それを変えるということになると、また違う見直しもかかってきてしまいますので、その辺でなかなか難しいというのが実態です。

議員のおっしゃること、町としても空いている住宅をそのままにするというのは、やっぱり空いていると傷みますので、そういう面では入ってもらいたいですし、また町外から通っている人も町のほうに住んでいただきたいというのは同じ気持ちですので、それに対しては、どうやって対応できるかというのはこれからの課題ということで思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 民間アパートを建設することは若い世代に人気も

ありますが、地元の企業にも経済効果をもたらすということも言われていますが、それとあわせて、公営住宅を住宅法にあるように修理し、またエアコンの設置やW i - F i の利用可能など、生活様式の進展にあわせ改築することでも同じ経済効果を生むこととなります。

国民の財産を大切に活用する点でも、考える方向ではないかと思います。多くの町民や、若く移住を希望する方を応援する住宅としての役割も果たせるように、早急に解決しながら次期計画の見直しも並行しながら進めるべきと考えて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

いろいろご意見を伺いました。

町のほうも、歩いて暮らせる木の住宅づくりということで進めてきたところでありますけれども、一定の住宅建設は終了したというふうに考えています。なるべくまちなかに住んでもらうために、まちなかでの住宅建設を進めてきたわけでありますけれども、あわせて先ほど巴議員さんおっしゃったように、町のほうでは便宜上、こういう言葉を使っていますけれども、政策空家ということで、もうこれはいくら投資してもそれに見合わないということで除却をしている部分、一番良い例が高台の団地です。かつては 100 戸あそこに住宅があったんですけれども、今は、もう上のほうにわずかあるだけということで、そこはもう全部空き地になってきていますし、そういう所に住まわれていた方は、なるべく町に住みたいということで、まちなかに住み替えされているわけですが、ただ新しい住宅に入ると家賃もそれなりに上がってきますので、快適性はありますけれども支出が増えるということで、その部分については段階的にその金額になっていきますということで軽減措置を設けながら進めているところでありますけれども、今、古い住宅に入っている方もおられますけれども、それはもう近所付き合いか、自分がそこで住んでいた所を、やっぱり死ぬまで離れたくないという意思を強くもっている方が圧倒的に多いので、それはそれとして尊重していかなければいけないかなというふうに思っているところです。

いろいろ分権法のお話も出てまいりましたけれども、例えば公営住宅の家賃について

も、今こうやって見てきますと、家賃を決定するにはいろんな要素が掛け合わさって出てくるのですけれども、地方の公共団体の裁量として家賃決定に項目的に関われるのが、利便性の係数というところに関わってきます。これでいけば利便性の係数というのは何かというと、交通条件だとか、それから公営住宅、その建物がもっている設備、その十分さ不十分さというのもありますので、これについては地方公共団体が、これは考慮してもいいですよということになっておりますけれども、そういう法律の主旨も踏まえながら、一応、やっぱり公営住宅法をルールとして、それぞれの町は条例化していると思いますので、そこで変えられるものがもう少しあるのかどうかというのは、先ほどお話もありましたと思いますけれども、来年度、住生活基本計画をもう一度また見直すことにしていますので、その中で、例えば、これは多分またコンサルが入ってくるのかなと思いますけれども、コンサルの良さは他市町村の例、優れた例をかなり承知していると思いますので、そういったところも参考とさせていただきながら、新たな計画をつくり上げて、そしてまた、それに向かって建設等、あるいは修繕等を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました、住宅整備について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、町長は平成18年、町長に就任以来、5期18年間で公約の実現に向け、町民が住んでよかったと思えるまちづくりを重視した取り組みの中で、町民に寄り添い、町民との会話、とりわけ歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの中では、元営林署跡地に住宅の整備をはじめ、また西町におきましては、下川町を参考にした木質ペレットを活用した公営住宅の整備など着々と住宅の整備が進められてきたところであります。

また、まちなか再生事業として複合商業施設の整備、スーパー、図書館など町民の目線で職員と一体となり進められてきたことは、多くの町民も評価されていると私は考えるところであります。

しかし依然、人口減少に歯止めがかからない。人口減少は、我が町だけの問題では

ありませんが、何としてもこれに歯止めをかけるためにも、私は住宅環境をさらに整えることも必要であると考え、今回、質問することに至りました。

質問するにあたり、先ほど巴議員、また高橋議員の回答の中でも、私と質問のかぶる部分も多々あるかと思えます。そういった意味で、一つ目については巴議員の質問、回答の中で理解を得られましたので、私のほうから、とりわけ2点目、3点目のところについてお聞きしていきますので、よろしくお願ひしますが、まずその前に、参考までに巴議員の回答の中でありました、建設が古く、建設に適さないものについては、これまでもしてきたと思ひますが、計画の中で、この後、令和7年度に津別町住生活計画の見直しも予定されておりますが、これまでの中で、その計画はしたけれどもされなかった住宅がどの程度、現状残っているのか、それについて最初にお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 村田議員、2項目目、3項目目を一緒に言ってください。

○4番（村田政義君） [登壇] 次に②として、①の部分については巴議員とかぶる面もありますので、これは省略させていただきます。先ほど言ったとおりであります。

ただ参考までに前段申し上げた部分だけお聞かせ願ひたいと思ひます。

また二つ目、単身者世帯向け住宅が不足していると考えられるが、増設する考えはないのか。

三つ目として、役場職員、消防職員のための職員住宅は整備できないか。

以上、3点についてお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 1番目の関係については、たまたま先ほど巴議員さんとの内容が同じでしたので、説明はいらないということであって、なおかつ、そうであれば現在の住生活基本計画の中での状況というのはどうなっているのかということでもありますけれども、これは今、わかれば後ほど担当のほうからの説明をお願ひしたいと思ひます。

二つ目の関係でありますけれども、単身者世帯向けの住宅を増設する考えについてですけれども、本年11月末現在、町が管理する住宅のうち、単身者が入居できる空き

家は、町営住宅で6戸、特定公共賃貸住宅で1戸、町有住宅で5戸となっております。これらの入居については、町単独の施策である町有住宅を除き、公営住宅法の規定に基づき、条例に収入等の基準を設け、ルールに基づき実施しているところであります。

これまで津別町住生活基本計画に基づき、まちなか団地の建設など住宅の整備を順次進めてきたところですが、同時に、可能な限り民間による集合住宅の建設を助長するため、企業等振興促進事業により建設費に対する助成を行い、平成27年度を最初として、現在まで5棟建設され満室の状態と聞いています。

建設費やその後の維持管理を考えますと、さらなる民間による建設に期待したいと思いますが、令和7年度において、津別町住生活基本計画等の見直しを予定していますことから、次期住宅整備に係る計画の策定に向けた検証と協議を行う中で、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、役場職員、消防職員のための職員住宅の整備についてですが、現在、役場職員住宅は20戸あり、空き戸数は3戸となっております。消防職員住宅は、消防署周辺に4棟6戸ありましたが、老朽化により全て解体しています。各職員住宅の住宅建設に対しては、補助金や交付税措置等の財源がなく、一般的な借り入れによって対応することとなります。福利厚生観点からすると、準備しなければならないとも考えますが、特定財源がない以上、なかなか踏み切れないというのが実情でありますので、ご理解をいただきたいと思うところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） それでは、私のほうから、今、策定中の住生活基本計画の中で、多分、政策空家というふうなのは位置づけられているのかというふうなものでございますが、今ちょっとすみません、住生活基本計画の中で政策空家というふうな文言については、ちょっと確認はできないんですけども、現在、もっている政策空家といわれる部分につきましては、先ほどお答えしましたけど56戸というふうな形になっております。

どこなのかというと全町含めて、古い部分はほとんど政策空家というふうになっています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕ありがとうございます。

当初の計画の中では、空き家の関係について、要するに入居できない空き家については撤去も計画を含めて、かなり高栄団地含めて撤去されてきた、豊永もそうですが撤去されてきたという状況でありますけれども、まだまだ依然として古い住宅、入居不可能な住宅がかなり存在しております。やはり私は環境整備の面からも、そういう住宅についてはできる限り早急に撤去し、その空き地を十分活用できるようなことも重要なのかなど。そのことがやっぱり津別町の人口減少にも大きく関わっていくのかなという、こんな感じもしていますから、ぜひこの関係については、第2次住生活基本計画の中できちんと盛り込んで、取り組みを進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。これに対する答弁はおりません。

あと、巴議員の中でもありました。要するに入居したくても入居できない。基準にあわないとかいろんなことも言われていました。私は、やっぱり入居したい人は、やっぱりきちんと入居できる状況、環境をつくるということは、私は非常に大事だと思っています。だからそういったことを含めて、確かに基準もあります、でもやっぱり基準の幅を少し緩め、これは大変厳しい言い方かもしれませんが、基準を多少緩めてでも入居できるような体制を、これからの住宅整備の中でぜひ取り組みを進めていただきたいということを付け加えて話をさせていただきたいと思います。これについても答弁はおりません。

それで私のほうから、次に単身者の関係についての質問をさせていただきたいと思っています。単身者が入居できる空き家の回答もありましたが、現在、入居を希望されている方がいるのか、いないのか。また、これまでに入居を希望しても入居できなかった方がいるのかどうか、それについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（迫田 久君） まず、町が管理している住宅に対して、単身の方が入居を希望しているか、していないかというふうなところでございますが、先ほども巴議

員のご質問の中で答えたように、現在、単身向けの住宅が空いておりますので、単身として今11月末現在におきましては入居されている方は全員入居できているというふうに判断をいたします。

希望されている方はいますかというふうなところですが、正式に上がってきていませんが、今度の公募では出てくるのではないかというふうな形で聞いております。

今まで入居できなかった事例はあるのかというふうなところの回答でございますけれども、先ほども巴議員の質問の中でも答えさせていただきましたが、複数いた場合につきましては、抽選というような形を過去にとったことがございます。それにつきましては、抽選で漏れて入居されなかった、町が管理する住宅には入居できなかったというふうな事例があります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] このことはなぜ聞いたかという、現在、我が町には多くの方々が近隣市町村、とりわけ北見、美幌などから多くの若者が通勤されております。その方々が津別に入居したいが、申し込んでも入居できる住宅がないということもよく耳にします。とりわけ先ほども話しがあつた、津別町にも民間のアパートが建設されています。これは満室ということも私も理解しております。これはなぜかという、やっぱり住宅の整備です。やっぱり、きちんと環境が整っているから、そこに殺到するんだと思っています。そういった意味で、私はやはり、今、町が管理する住宅についても、そういうふうきちんと整備をすれば、やはりそこに入居する人も多く増えてくるのではないかというふうに感じておりますので、それについて今後そういった整備、要するに快適に暮らせる良質な住宅、こういったところを考えられないかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 来年度の計画の中で、そういうことも当然入ってくるかというふうに思います。

人口減少と住宅の関係でいけば、やはり皆さんも昔のことをご承知かと思えますけれども、社宅といわれるものがたくさんあったんです。それぞれの会社で社員のため

の住宅というのはあちこちにありましたし、村田議員さんもお勤めのころ、あの辺に営林署の職員住宅がびっしりありまして、この役場近くにも丸玉さんの住宅がびっしり並んでありました。そういった状況が今、現実どうかというふうに見ていくと、全くなくなったわけではないんですけれども、大げさに言えばほとんどないという状況になっているのかなと。これを全部、町が建設を引き受けるということは、これは非常に困難な話でありまして、やはり基本は、住宅に困窮している人に対する住宅建設というのが一番になってまいります。その次に、できるだけここに住んでいただきたい、あるいは外から入って来ていただきたいという中で、予算をやっぱり眺めながら、ここまではできるなというようなことを考えながら進めていかざるを得ないのかなというふうに思っているところです。そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 私も今、町長の回答の中でもありました。たしかに過去には、それぞれの企業は社宅を持ち、そこに従業員を住ませ、私も勤めていた元営林署もかなりの社宅が旭町に存在していました。今、その住宅が取り壊されて、そこに新しく町が住宅を建てたという状況であります。まだ旭町のかかなり広い所が丸玉の所有地でありますけれども、そこが空き地になっているという状況になっています。確かに私は、新しく新設をするということも大事だと思うんです。でも、それにはかなりの投資が必要です。でも今の町の財源からいったら、かなりそこは厳しいと思うんです。補助の関係を含めて。であれば、やはり同じお金をかけるにしても、今ある住宅、入居できる住宅をやっぱりきちんとリフォームして、そこに入居できる環境を整えるということは、私は先ではないかというふうに感じているものですから、今回こういう質問をさせていただいたところでありますので、それについて、もし参考に、何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃるとおりでして、共通の認識を持っておりますので、なかなか新築となると、しかも公共単価になるものですから、かなり費用がかかります。とはいえ、使える住宅、例えば豊永の一戸建ての住宅、これはまだまだ使えます

ので、空きましたらリニューアルをしているところです。あれも相当期間が長くかかっていますので、以前からの古い風呂だとか流しだとか、そういったものを引き続いて使うとなると、やはり新しく来られた方もやっぱりクエスチョンが出て来るというふうに思いまして、そういったものを一新するようなことで今進めているところです。ただ改修してもまだ応募がないという、広報でも写真付きで入れてPRはしているんですけども、そういう実情もまた一方であります。そしてまた、大体、今まで改修してきた、ここ数年の経過を見ますと、やはり700万円、800万円という改修費がかかっておりますので、これは空き具合にもよりますけれども、5戸、6戸、7戸と増やしていくと相当経費もかかってきますので、その辺は財政状況を見ながら、最低でも、比較的良い所、まだ使える所が空けば、2戸程度はやっぱり改修していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ぜひ単身者住宅、今、町長のほうからも回答がありました。最低でも使えるものについては改修を考えていきたいということでありまして、ぜひそういった単身者住宅をリフォームも考えて、住宅の整備をして、やはり町が入居可能な住宅を整備するという事は、これは、私は大変重要なことであると思います。そのことによって津別に移住する方も増えてきますし、また、そのことによって人口減少の歯止めにも大きな役割を果すものと考えておりますので、ぜひ、そのことを今後の中で取り組みを進めていただきたいということを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

私も過去に職員住宅について質問させていただきました。その後、平成25年度に幸町に4戸の職員住宅が整備されましたが、平成25年に整備されて以降、消防職員住宅についても、もともとは消防の近くに職員住宅がありました。近くに消防住宅を建てるという意味合いもあって、そこに住宅が存在していたんですが、老朽化のため解体して、現在、消防職員の住宅は1戸もないという状況であります。

回答の中で、消防職員住宅は必要と言いつつも、財源面から踏み切れないということも言われております。しかし私は、本来、消防職員というのは、やはり署の周辺に住宅があることが緊急時における即対応の問題とか、いろんな面で私は消防職員の住

宅というのは重要ではないかというふうに考えております。先ほどいいましたように、平成 25 年から 11 年間、今日まで至っておりますけれども、職員住宅のリフォームは行ったと思われましても、職員住宅含めて全く増築されていないというのが実態であります。その辺について、なぜ今日まで至って、そういったことがされなかったのか、その関係についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 役場職員の住宅をまずお話いたしますと、これも議員もご承知かと思えますけれども、テニスコートの横、あそこにはたくさん、びっしり役場の職員住宅がありましたし、緑町の佛願寺の横もたくさんの職員住宅、それから幸町の中島自動車さんの裏辺りに職員住宅もいっぱいあったわけですが、全部ほとんどが財政補助はありませんので、市町村共済組合から借り入れをして、そして返済をして建てていたという状況にあります。当時もやはり、毎年、毎年そういうものをつくっていくのは厳しいということもあって、職員の持ち家を促進するということにシフト替えをしていったわけです。それに対して助成をするから、できるだけ職員は自分の家を持ってくださいということで進められていったわけなんですけれども、しかし、それが進むにつれて、役場職員にそういう制度があって、住民にそういう制度がないというのはどういうことなんだろうというお話も当然出てまいりました。そういった中で、現在の新築する場合は助成措置を設けて、毎回、期限が来れば見直しをしているところですが、職員についても、役場が行っていた部分については廃止をして、一般町民の方と同じようにそれを活用してくださいということで、今はそういう対応でずっときているわけです。

ただ今日、物価の上昇を見ると、なかなか新築をするというのは、かなり厳しい状況になってきています。やっぱり、ちょっとしたのを建てても 3,000 万円は超えるような状況でありますので、やはり職員の動きを見ても中古住宅を買って改修をするという方向が一番多いのかなというふうにも思っていますけれども、であれば、もっと助成額を上げればいいんじゃないかというお話にもなるかと思えますけれども、それも簡単にどんどん出していくという状況にもなかなか財政上ありませんので、現実、もう少し現行のままでいかざるを得ないのかなというふうに思っているところです。

消防の職員については、このところずっと若い職員を採用し続けていて、住宅がないというのは非常に私も気にかけているところですし、役場職員住宅については、まだ20戸ほどあるわけですが、これも平成25年に幸町の古い職員住宅を取り壊して、その後新しいものを建てましたが、その時に財源措置が一切無いにも関わらず、議会でお認めいただいたということは、本当に感謝をしているところでもありますけれども、いつまでも財源が無い中で職員住宅をまたどんどん増やしていくということは、なかなか厳しいだろうなと思っている反面、消防の関係については、やっぱり単身者も随分おりますので、これは何か考えないといけないのかなという問題意識だけは今持っているということで、お話をさせていただきます。

また、もう一つ教員住宅がありまして、これ校長住宅、それから教頭住宅、ここは埋まっていますけれども、あと一般教員の住宅もありますけれども、ここも空き家はたしか1戸かそこらあるんですけれども、ここも先生の異動等がありますので、一般の人を入れるということはちょっと難しいかなというふうにも思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 確かに町長の言われるとおり、私も前回質問した時に同じような答弁があったのかなと、私は今、思い浮かべているところであります。しかし、そうは言っても、やはり最近の新採状況、あるいはこれからの新採状況を見ても、非常に町外からの多くの方がこの津別に来ているわけです。そういう中で、単身者の方、あるいは家庭を持っている方もいると考えられるところでもありますけれども、やっぱり職員住宅、今、町長のほうから話がありましたように、私も調べたところでは20戸、空き家が3戸、この空き家3戸をどうするんだと聞いたときに、この後の新採の方に入居してもらおうと。しかし入居してもらうにしても、入る人の選択なんですという話を聞いたんです。強制的じゃないです。もし入らなかつたら、この3戸も空くんです。だから、その部分について十分整備されているのかと聞いたら、そこは整備されていますという話なんです。ですから新規採用もこのあと7名内定をしておりますけれども、大半が町外からという形であります。そういった部分で、やっぱりなぜ民間アパートが多いのか、また町が所有する住宅に入居されると思うのかということ

でありますけれども、やはり町職員、消防職員の方がやはり入居できる、今、町長も消防職員の関係について単身者が多い中で、今後考えていきたいと前向きな回答もありましたので、ぜひ、その辺については、消防職員住宅、これに最後のほうで私も言おうと思っておりますが、ぜひ今後、進めていただきたいと思います。

そういったことを含めて、やはりこの町外からの方々を受け入れるためにも、ぜひ職員住宅、こういったものの整備を含めて考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで伺います。現在、民間アパート、また町が所有する住宅に入居されている消防職員の方は大半なんですけども、また、そこに町職員も含めて職員住宅以外に入居されている単身者の方の入居状況がもしわかればお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（森井研児君） 現在 11 人、11 戸というふうになっています。

○議長（鹿中順一君） 4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） [登壇] 11 人、11 戸ですか。民間アパートと町の管理する住宅含めて 11 人ということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（森井研児君） 失礼しました。民間のアパート 11 戸、あと特賃の単身者向け 11 戸、合わせて 22 人、22 戸ということでした。大変失礼しました。

○議長（鹿中順一君） 4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） [登壇] 私は今、そういうことで認識しているものですから、人数を再確認させていただいたところであります。今言われたように 22 人がそれぞれ民間のアパート、それから町の住宅に入居している状況であります。これはまさに職員住宅が不足しているという大きな要因ではないかというふうに考えています。

この辺について、また後で触れさせていただきますけども、やっぱり住宅が不足していることは、もう明らかなんです。だから、やはりまた、この後の退職者の推移をもとに考えても、退職される方は大半が持ち家であります。そういったことから職員住宅が空くということはまず考えられない。そして前段言いましたように、新規採用者についても、地元より町外の採用者が多いという中で、職員住宅の確保は、私は急務

だというふうに再度申し上げておきたいと思います。

本来、採用した段階で、住宅が確保され、安心して仕事に専念できる、このことが採用する際の大きな基本ではないかと私は思っておりますから、ぜひ、こういったことも含めて、その考えがどういうふうなのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やはり優良な住宅がきちんとあれば、確かに住みやすい状態になってくるかと思えます。先ほども申し上げましたとおり、町としては住生活基本計画の中で、いろいろ施策を進めてきたところでありましてけれども、要は職員というのは、町民と同じ扱いにするということで、職員だからということで特別扱いということではなくて、1人の町民として同じ受益を受けるということで今進めているところです。そういった中で、そこだけが使える住宅というのは、今後とも建設したほうがいいのか、あるいは、やっぱり皆さんが公平に入れるような住宅を拡充していったほうがいいのかということは、これはそれぞれまた議論が分かれるところかなというふうにも思うところです。

何でも町が整備をするということは非常に厳しい状況にあることから、ご承知のとおり平成27年度から民間の力を借りて、助成するので、ぜひ建設をしてくださいということで、それに今5棟建っているということは、それだけ理解していただいて、呼応していただいて、住生活のまちづくりに協力をしていただいているという認識をしています。

一番最近建った所も、町外の方が建てられましたけれども、完成時に私のところにもごあいさつに見えられまして、さらに建設を考えていますというお話も伺ったところですので、そういったところも検討して、お願いをしていきたいなというふうに思っているところです。あとは、これからつくる計画の中で、どの程度、必要とし、どれぐらいのお金を必要とするのかというのは、慎重に考えながら進めていきたいと思えますけれども、とりあえず今は、空いている、まだまだ使える住宅については改修しながら快適に住んでいただくということを、とりあえず今は目指してやっているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）　〔登壇〕　言われていることは、私も十分承知をして質問しているところであります。

いずれにしても、民間のアパート、今、津別にも5戸あります。聞くところによりますと、民間の方も増設を検討しているということも、よく耳にします。本当にここ数年の間で津別に民間の企業がこういうふうに入ってくるということは非常に良いことだと思っていますし、これからも、やっぱりそういうアパートがどんどん建設され、少しでも津別の人口に歯止めをかけるような取り組みを民間の方がやっていることに私も大きな期待をしております。

しかし、そうは言っても、やはり町としても町の責任において、やっぱり住宅の確保というものは私は重要ではないかというふうに感じて質問させていただいております。そういうことから、かなり建設についても経費の面で厳しい状況も伺いました。しかし、私は職員住宅の不足を解消するために、例えば案として、今の消防跡地、もともとあそこに消防職員の住宅がありました。現在、消防の旧庁舎も建っています。しかし、あそこは福祉ゾーンという形でうたわれておりますが、そこに職員、あるいは消防職員が入居できるようなマンション的な住宅、こういったものを考えてみる必要があるのではないかということで、これを提案しておきたいと思っております。職員住宅が確保されれば賃貸住宅や町営住宅、要するに町が所有する単身者住宅の確保もできるわけです。そちらのほうに職員が移れば。そうなれば民間で働く人たちにも住まいの提供をすることが私は可能となると考えておりますから、そのこともぜひ、これからの取り組みの中でお願いをしておきたいと思っております。

そういったことも含めて申し上げながら、私のほうについては、以上、質問として終わらせていただきますけれども、町長のほうでもし何かあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　後段の部分は、やはり広域事務組合の副議長さんでもありますので、消防職員に対する思いというのが非常に強いのかなというふうにお聞きしたところです。

今おっしゃった、例えば消防新庁舎の周辺の所、あの辺は確かに私も頭の中に入っ

ていまして、要は古い消防庁舎、あれはいずれ何とかしないとならないんです。若干アスベストも入っていると聞いておりますけれども、それはまた単費で一般財源だけで取り壊すということになると、相当なまた金額がかかります。取り壊し、そこに公的なものをつくることによって、その取り壊しに幾ばくかの補助制度がありますので、そういったものも活用できないかどうか、総合的にちょっと判断して、建設も含めて可能かどうかについては、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 56分

再開 午後 2時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

一般質問は、これで終わります。

◎議案 61号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第61号 津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第61号につきましてご説明いたします。

説明資料によりご説明しますので、資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、物価の変動等に伴い、公費負担限度額を改正するためです。

改正の内容は、選挙運動用ポスターの作成単価の引き上げを行うものです。

新旧対照表をご覧ください。表中段の下線部のとおり、作成単価を2,000円から2,500円に引き上げる改正となります。

それでは議案にお戻り願います。

議案第 61 号につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものです。施行期日につきましては、公布の日からとするものです。

以上、議案第 61 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 62 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 6、議案第 63 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第 37 条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 62 号から日程第 6、議案第 63 号までを一括議題と

することに決定しました。

議案第 62 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 62 号および議案第 63 号につきまして、一括してご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、議会議員および特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げようとするものです。

資料の 2 ページをお開きください。

まず、議会議員の部分ですが、改正理由につきましては、令和 6 年人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容は、期末手当の率について、人事院勧告による職員の手当の引き上げに準じて、0.10 カ月分の引き上げとし、令和 6 年度については、12 月支給分に一括して 0.10 カ月分を引き上げて支給し、来年度以降については、6 月、12 月支給分の支給率をそれぞれ 2.30 カ月分とするものです。

今回は、国政の政局事情により 12 月期末手当支給時には条例改正が間に合わなかったため、2 条立て、2 段階での改正となっています。

新旧対照表は、上段の表、1 条関係として第 6 条第 2 項で令和 6 年 12 月分の期末手当の支給率を年間一括支給として改正を行い、下段から 3 ページにわたる第 2 条関係で、令和 7 年 4 月以降の年 2 回の支給率に改正を行うものです。

続きまして、資料 4 ページをお開きください。

特別職の職員の期末手当についても、同様に支給率の引き上げを 2 条立て、2 段階での改正とするものです。

それでは、議案にお戻り願います。

議案第 62 号および議案第 63 号の条例改正につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものです。

なお、附則としまして、議案第 62 号、議案第 63 号ともに第 1 項第 2 項で改正の施行期日を規定し、第 3 項で期末手当の内払いを規定するものです。

以上、議案第 62 号および議案第 63 号の説明をいたしましたので、ご承認ください

ますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 64 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 64 号についてご説明いたします。

資料5ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和6年人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容につきましては、1点目は職員の期末手当および勤勉手当の率を、それぞれ0.05カ月分引き上げ、令和6年度は12月支給分に一括して支給し、来年度以降については6月と12月支給分の支給率をそれぞれ期末手当は1.25カ月、勤勉手当は1.05カ月とするものです。

2点目は、暫定再任用職員の期末手当および勤勉手当の率を、それぞれ0.025カ月分引き上げ、令和6年度は12月支給分に一括して支給し、来年度以降については、6月と12月支給分の支給率をそれぞれ期末手当は0.70カ月、勤勉手当は0.50カ月とするものです。

3点目は給料表の改正で、平均3.0%の増で、若年層に重点を置き、全俸給表を改定するものです。

今回は、議会議員、特別職の職員と同様に期末手当と勤勉手当について2条立て、2段階での改正となります。

それでは、新旧対照表は1条関係として、第20条で令和6年12月分の期末手当の支給率の改正を、第21条でも令和6年12月分の勤勉手当の支給率の改正を、年間一括支給として改正するものです。

資料7ページから12ページまでは、別表第1の給料表を改正するものです。

資料12ページ下段から13ページの2条関係では、令和7年4月以降の年2回の支給率に変更を行うものです。

それでは、議案にお戻り願います。

議案第64号の改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したのになります。

末尾になりますが、附則として第1項第2項で施行期日を規定し、第3項は給与の内払いを規定するものになります。

以上、議案第64号の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第65号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第65号についてご説明いたします。

資料14ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和6年人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容は、職員の寒冷地手当および期末手当を準用している読み替え規定の改正となります。

今回は、職員の給与条例等と同様に2条立て、2段階での改正となります。

新旧対照表は、第1条関係として、第9条で準用している額を改正し、第10条で準用している支給率の改正をするものです。

15ページになります。第10条で準用している支給率の改正をこちらで行うものにな

ります。

議案にお戻り願います。

議案第 65 号の改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものととなります。

附則としまして、施行期日は公布の日からとし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日からとするものです。

以上、議案第 65 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 66 号 津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 66 号についてご説明

いたします。

資料の 16 ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和 6 年人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容は、民間の支給額を踏まえた、寒冷地手当額の改正となります。

新旧対照表は、第 3 条で寒冷地手当の改正をするものとなります。

それでは、議案書にお戻り願います。

議案第 66 号の改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものと
なります。

附則として、第 1 項で施行期日を、第 2 項で寒冷地手当の内払いを規定するものと
なります。

以上、議案第 66 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたし
ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 67 号 津別町スクールバス条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 67 号についてご説明申し上げます。

説明資料 17 ページをご覧ください。

改正理由としましては、北海道北見支援学校に通学している児童生徒の保護者による登下校送迎の負担軽減を図りたく、北見支援学校までの登下校スクールバスを運行するためであります。

改正内容は、新旧対照表で説明いたします。

第 1 条で、「津別町立の小学校及び中学校」を「津別町立学校及び北海道北見支援学校」に改め、第 2 条第 2 項の表に、北見支援学校線運行の内容を新たに加え、津別町内から北海道北見支援学校までのスクールバスについて定めるための改正であります。

議案にお戻りいただきまして、説明した内容を条文化したものであります。

附則として、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からとするものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 68 号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 68 号について説明させていただきます。

説明資料の 19 ページをお開きください。

改正理由および改正内容につきましては、条例の有効期限を 3 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとするものです。

新旧対照表をご覧ください。

附則第 2 項につきまして、有効期限の令和 7 年 3 月 31 日を令和 10 年 3 月 31 日とするものです。

議案書にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきました内容の改正条文は、こちらのとおりとなります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第 68 号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 69 号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 69 号について説明させていただきます。

説明資料の 20 ページをお開きください。

1 改正理由につきましては、水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者および水道技術管理者の確保を目的として、資格要件が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

2 改正内容といたしましては、布設工事監督者の資格要件のうち、学歴および学科要件について土木工学科（土木科）以外の課程並びに国家資格（1 級土木施工管理技士）を追加します。また、水道技術管理者の資格要件に国家資格（1 級土木施工管理技士）を追加するものです。

新旧対照表により説明させていただきます。第 37 条布設工事監督者の資格について、第 1 号は大学の学科要件と実務経験年数を改めるものです。

第 2 号は大学における学科要件に「機械工学科若しくは電気工学科」を追加するものです。

第 3 号は定義の追加です。

21 ページをお開きください。第 4 号は短期大学等における学科要件および経験年数

を追加するものです。

第5号は定義の追加、第6号は高等学校等における学科要件および経験年数を追加するものです。

第8号は大学院研究科における学歴等を改めるものです。

第9号は号の追加に伴う改正と、経験年数の改正です。

22 ページになりますが、第11号は、新たに1級土木施工管理技士を追加する規定です。

第38条水道技術管理者の資格につきましては、第1号は「布設工事監督者たる資格を有する者」を廃止し、改正後に記載の土木工学科若しくは土木科の要件に改めます。

第2号は学科目等の改正となります。

23 ページの第4号は、文言等の改正、第5号は条項、文言および経験年数を改めます。

第7号および第8号は、技術士および1級土木管理技士を新たに資格要件に追加する規定です。

条文にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきしましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたします。

以上、議案第69号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 70 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 70 号についてご説明を申し上げます。

今回、指定管理を行おうとする施設は、津別町森の健康館および山村体験宿泊施設であります。

当該施設の管理運営につきましては、現指定管理者との 3 年間の基本協定期間が今年度末をもちまして満了となることから、引き続き現指定管理者に対して指定を行うものでございます。

現指定管理者は、平成 22 年度より今年度まで 5 期 15 年の間、誠実かつ健全に経営を維持しており、また、北海道内で複数のホテルを経営し、多くの公営施設の指定管理を受けている実績があることから、当該施設の指定管理者として適していると考え、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条、但し書きの規定に基づき、次期指定管理期間についても現指定管理者を再指定し、非公募としたところであり、指定管理者選定委員会におきましても候補者として可とする旨の回答を得たところであります。

このことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

改めまして、1 施設の名称等、津別町字上里 738 番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設。

2 指定管理者の名称等は、札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 1 番地 2、株式会社アンビックス 代表取締役前川二郎。

3 指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとするものです。

以上、議案第 70 号につきまして説明を申し上げましたので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 2 点ほどお伺いをしたいと思います。

今回、来年 3 月で委託期間が満了するというので、新年度からまた 3 年間ということで提案がございましたけれども、過日の委員会において、指定管理料について資料で説明がございました。2,660 万円という金額、説明を受けたところです。その指定管理料については、毎年上がっておりますけれども、令和 6 年から今度は令和 7 年、800 万円ほど上がるような形になるんですけども、この今回、相手側と協議する中で、どれぐらいの要望があつて最終的に 2,660 万円の数字になったのか、それについてお伺いしたいと思います。

かつ、新年度から新しくまた始まるということで、協定書を結ぶわけですが、基本協定書、おそらく 3 年間の基本協定書だと思いますが、それから年度協定書を締結して、年度の協定書については年度の指定管理料については多分うたうというふうに思われます。

それでお聞きしたい、この協定書の内容について。これまでの協定書と変わる部分があるのかどうか。それから基本協定において、3 年間の内容について、指定管理料についてどういうふうにならわっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） はじめに、指定管理料につきましてです。

指定管理料につきましては、先の産業福祉常任委員会、それから総務文教常任委員会の中で、私のほうから説明をさせていただきましたとおり、今回の指定管理者の指定にあたって、年額 2,660 万円で年度協定を結んでいくということで、合意をしているということで、ご報告をさせていただいたところです。

この部分についての経過、今、額の決定にあたっての経過を若干説明させていただきます。

今年の5月に会社のほうから要望書をいただきました。会社のほうからもお見えになって説明を聞きましたが、その要望書の内容というのは、エネルギー価格の高騰、それから高止まり、それから円安と物価高騰がランプの宿の経営を圧迫しているという状況が続いているので、今年度、令和6年度の指定管理料を上げていただきたいというような内容でした。額については1,500万円上げてくださいというような金額でございました。けれども、更新時期が迫っていることなどから、ちょっと待ってくださいという形にしたところですが、その次の更新の可否、会社が受けていただけるのか、いただけないのかというところもございましたので、そういうところから指定管理料の見直しは、次の更新時期にあわせて、令和6年度ではなくという形の話も進めてきたところですが。

先ほど申しましたとおり、令和6年度において1,500万円程度の指定管理の値上げをしてほしいというふうな要望がありましたけれども、これは、ここ数年のランプの宿の業績赤字額を基本として、そのまま赤字額を埋めるような金額でありました。というふうに私のほうで受け止めました。ですが、今年に入って新型コロナの状況が少し落ち着きを見せてきて、施設利用者が増えてきている状況とか、それから会社としても赤字解消のために経営努力が必要ではないでしょうかということで、町の考え方もお伝えさせていただいたところがございます。

そういうような協議のほかに、町として指定管理料以外に建物の修繕だとか、工事だとか、毎年かかっている費用の5年間分資料を私のほうでつくりまして、それをお互いに双方それを見ながら、こういうことだよねというような協議も含めてやった上で進めてきております。

ですが、そういう中においても経営努力とかでも補えない部分、光熱水費だとか人件費の上昇分、これらについては指定管理料の見直し、次期更新をする時の基本額として考えていきたいと思いますというところで720万円ぐらいかと思います。この金額に合意ができたというところがございます。

協定書の関係は補佐のほうから。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 2点目の質問にありました、協定書につきましてご説明申し上げます。

議員おっしゃったとおり、基本的には3カ年の基本協定を結び、年度ごとの基本協定を各年に締結しているものです。

内容としましては、基本協定書の中に総則から、一般的なものを全て定めておりまして、本業務の範囲と実施条件を第2章として、第3章に本業務の実施等、そういった細かい部分を基本協定の中に記載しているところであります。

その後の年度協定の中に、年度内の金額について記載し、さらに詳細について記載されているといった内容となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） ご存知のとおり、このランプの宿の指定管理料については、町民の関心も高いということです。年々上がっていると、どこまでいくのかという疑問を持たれている町民の方も結構多いということで、この施設がコロナが明けて、おそらくいろんな戦略を組み込んで経営をされているというように思っております。

ただ、この指定管理料をいつまで上げて、要望どおり町がこれを受けていくかどうかと、その辺りの長期的なことについてどう考えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

当然、老朽化するわけですから、修繕料含めて、改築、修繕がおそらく出てくるかというふうに思います。町長は、国立公園エリアに入れて施設の整備をしたいような話をちらっとされておりますけども、この施設が将来的にどういう展望で、この町に残して運営していくのか、そのあたりについての町長の考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 森の健康館、ランプの宿森つべつ、これは建設した時の、やっぱり当時の思いというのが当然あるかというふうに思います。それを今、引き継いで取り進めているところでありまして、スキー場もなくなったわけですが、か

わりに国立公園の中に編入していただくという取り組みも続けていますし、カルデラルートもできたりとか、関わる人たちが一生懸命動いています。そういう中で、そういう動きの中に、当然、アンビックスさんも入っているわけですが、そういう町の観光部門の活性化のために頑張っていた方がたくさんおられますので、引き続いて、町としても支援をしながら進めてまいりたいと思っています。

また、国立公園に入ることによって、新たな財源も確保することが見込まれますことから、そういったこともしっかり見定めて運営を引き続いてやっていただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） このアンビックス社が平成22年から指定管理でずっと経営をやっていただいております。それで、この会社にもちょっとお聞きしたんですけども、あそこの施設の利用について、町内の方は多いですかという話を聞いたら、あまり多くないと。おそらく宿泊部分も含めて、飲食部分も含めてだというふうに思いますけれども、この施設を建設した時の目的は、ある程度、町民の保養というふうに考えて建設されたと思いますけれども、町として町民の利用の促進について、入浴サービスとかあるんですけども、例えば忘年会シーズンだとか宴会をほとんどホテルのほうは町民の方の利用は少ないというふうに聞いております。町内の飲食店もあるんですけども、やはり町もそれだけ投資して指定管理にも力を入れているということからすると、何らかの、町としても町民のそういう利用促進につけて考えるべきではないかなと思います。

宿泊については、今は町民1人3,000円を定額からサービスするような形でやっているらしいんですけども、その指定管理料を上げるということは、先ほど申し上げた町民も少し関心が高いし、疑問も持っている方も多いため、それあたりのバランスを考えて、ひとつ経営者側はやっていただきたいなというふうに思います。

それと町のほうの宣伝はあまりないんですけども、ホテル側からチラシ1回か2回入るんですけども、町として指定管理で公の施設を管理運営しているんですけども、町としても、少し今、力を入れて、その利用拡大に向けてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私も年間に結構活用させていただいて、ようやく手術のほうも、切った後、感染症にならないようにしばらく温泉はだめだよと言われていたんですけども、今月の頭の検査で、もう入ってもいいよということになったので、早速この間の日曜日行って、ご飯も食べながら行ったんですけども、結構、皆さん来ておられました。支配人もまた明るい感じで、フロアで働いている人たち、女性の方たちがかわったり、あるいはその前の方もお客さんの接待が非常に素晴らしくて、自分も札幌からお土産を買ってきて、これ食べてくださいということで渡したりしていただんですけども、やっぱり指定管理料が上がっていくというのは、これだけやっぱり人件費等々物価が値上がりしていくと、その部分は指定管理者のほうでのんできささいというわけには、なかなかいかないと思っています。ですから、令和7年度においては、アンビックス社の部分もそうですけれども、例えば、役場の清掃等々にしても、津別の振興公社に委託をしていますけれども、そこもやはり同時に最賃も上がることになりまして、それから今、51人以下の従業員で抑えて、保険料の納入も少ししなくてもいいような形をとったり、いろいろしていますけれども、今106万円の関係で、いろんな規制がまた取っ払われていくということになると、当然それは委託料に跳ね返ってきます。この間、取締役会といいますか役員会をやった中でも、どれぐらい来年の、これが予算要求はこれからなんですけれども、大ざっぱにいったら、全体で人件費等々でアップ、資材のアップ等々含めて清掃だとかさまざま受け持っている振興公社のでどれぐらい増額になるかといえば、やっぱり1,100万円ぐらい上がってくるという状況があります。これは、さまざま委託料というのはそこだけじゃなくて、いろんな会社に発注したりしてやる上では、そこに働いている人の当然給料も上がっていきますし、物件費も上がってくるという状況の中で、いろんなところが令和7年度から結構な額になってくるのかなというふうに予測を立てているところですけども、アンビックス社も含めて、当然そういう要望が出てくるというのは慈善事業としてやっているわけじゃありませんので、やっぱりそのところは理解していかないとならないかなというふうに思っていますし、またアンビックス社と関連している、道内にもいくつもの町村もあります。そこと担当もいろいろ連携をとりながら、なるほどな

というようなことも含めて対応しているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思いますし、やはり議員も含めて、できる限り足を運んでいただければ大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 今回のことだけじゃなくて、ちょっと経営のことでお聞きしたいんですけども、コロナ前、アンビックス社の指定管理をやって1,500万円程度の指定管理料を払って黒字という言い方はおかしいかもしれないですけども、1,500万円ですり足りていたわけですね。足りていて、いくらか収益が上がっていた。コロナ後、コロナの間は当然それは落ち込んで駄目になったんですけども、今、そのコロナが明けて、今の状態で、もしというか仮定の話なんですけど、燃料費とか、水道光熱費が上がらなかったと考えた場合、1,500万円の指定管理料でやれる状況まで今回復しているのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 昨年度は、まだコロナの影響を受けている、もしくは知床のあの事故の影響を受けているということで、お客様の復活がまだ十分でないというふうに思っています。その中での数字でいけば、会社から示されているランプの宿の赤字額が1,300万円、今年度につきましては少し戻ってきている状況と、順調に売り上げが伸びている状況がありますので、まだ中途ですから、会社のほうからは半年分ぐらいのデータをもらっていますが、その中では順調に回復の傾向があるというふうに数字としても見えてきます。なので、その先のこと、今年度はちょっとわかりません。1,500万円までのところというふうになるかどうか、今のところ、何ともお答えはできませんが、協定書の中で、大もとの基本協定ですけども、第24条の規定の中で、町からも、それから指定管理者の双方からも指定管理料の変更について協議を申し入れることができるというふうに規定があります。ですから、その必要が生じたときに協議するんですけども、想定以上の黒字、会社が黒字経営になった場合、指定管理料の一部返還だとか、そういう協議も行える規定になっていますので、議員がおっしゃるような1,500万円まで戻るかどうかというのは、まだ何とも私の口から言

えませんが、そういう基本協定にもあるということだけご理解いただければと思います。

ただ、今のところでは、来年、令和7年度の部分では720万円上乘せというふうなところからスタートというふうになっています。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 実はコロナ前、この1回前の更新の時に、私、ちょっとどの場面で聞いたのかは忘れたんですけども、1,500万円を指定管理料出していて、確か百何十万円か黒字決算をしていたと思います。もう黒字決算をしているので指定管理料を何年か後には下げるといことも話の中に入っていたんじゃないかという、担当は迫田課長だったかちょっと忘れたんですけども、それは今、確かに黒字というか、収益は出ているんだけど、前の赤字の分を回収している状態だと。もう少しで累積赤字の解消になるから、それ以降の更新であれば1,500万円が1,400万円になるかもしれないと、大変明るい未来が待っていたんですけど、コロナでだめになってしまったということで、今、コロナが終わって、落ち込んだお客さんが帰って来ていない。そして水道光熱費等、人件費等が上がって、この金額になってこれから回復していった場合、やっぱりペイラインをしっかりと見つけなきゃだめだと思うんです。今、2,660万円で、例えば150万円ぐらいずつ黒字が出て、10年やって1,500万円、このコロナの間の赤字が解消できたから、じゃあ今、客も順調に来ていし指定管理料を下げようとか、その間に改築とかが入ってくると思いますけれども、ですからやっぱり、今、2,660万円という数字が今回更新で、私は反対しませんが、やっぱり、この数字がこれでいいんじゃないかと、この数字が将来において的確なのかどうか、もう一回経営状態というか、お客さんの戻り具合、それから経営状態を含めてよく見ていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、担当のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） おそらく150万円云々の話、私の手元のデータだと、その翌年、その翌々年にまた赤字になっているんです。

今、議員おっしゃられたように、2,660万円が適正かどうかというのは、今の段階で

は適正と判断して双方合意したので、今の段階では適正ですけど、今後の社会情勢が変わることによっては適正でなくなってくる、それがプラスかマイナスかは別にしてあると思いますので、やっぱり都度、年度協定を結ぶにあたって、指定管理料も決まった金額、3年間そのままだということではなくて、年度の中で毎回、毎回話していくものだというふうに思っていますし、建物の改築やいろんなことも出てきますから、その見合いの部分も含めて総合的に双方考えていくというか、協議を続けていくということにはなると思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 56分

再開 午後 3時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第71号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 71 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 71 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、本日、議決をいただきました議案第 62 号から議案第 66 号の条例改正に係る議会議員の報酬、職員給与費などの増額、福祉灯油の実施、事業完了等による精査による補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 123 万円を追加し、補正後の予算総額を 74 億 531 万円とするものです。

第 2 項以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

はじめに、各科目にわたる給与費についてですが、条例改正に伴う給与費の増額、時間外業務の増加による手当の増額、退職手当組合事前納付金の徴収廃止に伴う負担金の減額など、各科目で給与費の精査をしています。

一般会計全体では、給料で 1,192 万 3,000 円の増額、時間外、期末勤勉などの職員手当等で 1,177 万 4,000 円の増額、共済費で 155 万 9,000 円の増額、退職手当組合負担金で 869 万 3,000 円の減額、福祉協会負担金で 4,000 円の増額で、合計では 1,656 万 7,000 円の増額となります。

特別会計および企業会計を含めた全会計では、合計 2,039 万 4,000 円の増額です。

それでは、事項別明細書は歳出から説明いたしますので、7 ページから 8 ページをご覧ください。

なお、給与費につきましては、先に説明したとおりですので各科目における説明は割愛させていただきます。

また、事業完了等による精査や軽微な内容の補正につきましても、一部説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

款 1、項 1、目 1 議会費、議員報酬等は条例改正による議員期末手当で 20 万 3,000

円の増額です。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、9 ページから 10 ページをご覧ください。目 3 財政管理費の財政調整基金積立金は、地方財政法の規定による前年度繰越金の確定による積立 9,479 万 3,000 円と剰余金 538 万 6,000 円の積み立てをあわせ、1 億 17 万 9,000 円の増額です。

11 ページから 12 ページをご覧ください。項 2 地域振興費、目 4 公共交通対策費は 13 ページから 14 ページになります。公共交通対策経費は、地方バス生活路線北見バスへの負担金等で 264 万 5,000 円の増額です。15 ページから 16 ページをご覧ください。項 4、目 1 戸籍住民登録費、下段の戸籍住民登録経費は戸籍の振り仮名通知業務の実施が令和 7 年度に延期になったことに伴い 208 万 6,000 円の減額です。項 5 選挙費、17 ページから 18 ページをご覧ください。中段の目 2 町議会議員選挙費、町議会議員選挙経費は次ページにわたりますが、本日議決をいただいた議案第 61 号の条例改正に係る選挙運動の公費負担上限額の引き上げ等に伴い 64 万 9,000 円の増額です。

19 ページから 20 ページをご覧ください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、21 ページ、22 ページになりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰入金などの精査により 250 万 2,000 円の減額。その下の介護保険事業特別会計繰出金は、給与費等により 118 万 2,000 円の増額です。

23 ページから 24 ページをご覧ください。目 5 老人福祉費、老人福祉扶助費等は 1 世帯当たり 1 万円を助成する福祉灯油等購入費助成事業の実施で 559 万円の増額です。一つ下の介護サービス支援事業は、いちいの園の屋根除排雪費用への補助で 43 万 9,000 円の増額です。

25 ページから 26 ページをご覧ください。目 8 後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰入金などの精査により 138 万 6,000 円の減額です。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、ひとり親家庭等医療費給付事業および、次ページになりますが、子ども医療費助成事業は、医療費の支出増等による増額です。一つ下の未熟児養育医療費給付事業は、過年度事業超過交付返還金で 44 万 8,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、29 ページから 30 ページをご覧ください。目 2 予防

費、母子保健推進事業および、その下の予防接種経費は過年度事業超過交付返還金で増額です。目3環境衛生費、簡易水道事業会計繰出金および、その下の下水道事業会計繰出金は、給与費等に係る増額です。

31 ページから 32 ページをご覧ください。目5公衆浴場費、公衆浴場管理経費は電気料の高騰などによる今後の支出見込みにより 82 万 7,000 円の増額です。

下段の款6農林業費、項1農業費、35 ページから 36 ページをご覧ください。目3農業振興費、その他農業振興対策経費は産業まつりの終了による減額、鳥獣被害防止総合対策事業は鹿捕獲頭数等の増を見込み 227 万 3,000 円の増額。環境保全型農業直接支払交付金事業は、取り組み面積の増加により 22 万 5,000 円の増額です。

款8土木費、45 ページから 46 ページをご覧ください。項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、道路橋梁維持管理経費は街路灯の電気料の高騰等により 240 万円の増額です。項4住宅費、47 ページから 48 ページをご覧ください。目1住宅管理費、町営住宅管理経費は、今後の住宅の修繕見込みなどによる増額と、次ページにわたりますが工事完了に伴う精査で計 145 万 4,000 円の減額です。

49 ページから 50 ページをご覧ください。款9、項1消防費、目1消防総務費、事務組合負担金は、給与費等により 158 万 8,000 円の増額です。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費 51 ページ、52 ページになります。教育委員会事務局経費は、教育相談員の出勤日数の増加により、関連経費で 59 万 6,000 円の増額です。

53 ページから 54 ページをご覧ください。項4社会教育費、目3会館管理費は 55 ページから 56 ページになります。町民会館管理経費はカラオケ機の更新等により 116 万 7,000 円の増額です。項5保健体育費、目2体育施設費、トレーニングセンター管理経費は、多目的運動公園の芝刈り機修繕を予算流用にて対応したための流用元保填で 63 万 4,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをご覧ください。

款9地方特例交付金は、交付額の確定により減額です。

款13使用料及手数料、項1使用料、牧野使用料は実績により減額です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、それぞれ事業精査による補正です。項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は交付額の確定により減額です。

款 15 道支出金、項 1 道負担金は、国庫支出金と同様に事業精査による減額です。項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金、地域づくり総合交付金は福祉灯油等購入費助成事業に係るもので 50 万円の増額です。目 4 農林業費道補助金は、歳出で説明した事業に対する補助金の総額です。

款 19 繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

款 20 諸収入、5 ページから 6 ページをご覧ください。項 4 雑入は国庫交付金の確定に伴う追加交付、事故共済金、自立支援医療の再審査等に過集金の返還で 161 万 4,000 円の増額です。

款 21 町債は、各事業の精査による増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものであります。

第 2 条は繰越明許費の補正で、第 2 表のとおり本年度購入を予定していた北海道北見支援学校へのスクールバス車両について、年度内の納入が困難な状況にあるため、車両購入分について繰越明許費を設定するものです。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表のとおり 3 件の限度額を変更するもので、限度額は 12 億 1,105 万 3,000 円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 36 ページの、今回、産業まつりの実行委員会の運営費を 45 万円減額しておりますけれども、行政報告で産業まつりは今年をもって、いわゆる中止というより終了したようなことが報告されております。町民の方は、当然この予算を

措置して今回減額したんですけれども、この産業まつりは10回やられたということで終了という形で町は報告しておりますけれども、町民の方は、以前、JAの活潑のほうでこの産業まつりみたいのをやっていたんですけれども、遠いということで、なかなか行きづらいということで、町のさんさん館の所に産業まつりをもってきたんですけれども、この中止の理由は納得がいかないというか、町民の方もなぜなんだろうかと、そういうことを我々も尋ねられているんですけれども、人手不足とかそういうことでやめたということで聞いております。やはり津別は、そういう産業の町でありながら産業まつりを中止するという、その決めた考え方についてお聞きしたいのと、この産業まつり中止にあたって農協とどういうふうに話をしたかわかりませんが、農協に聞くと、この補助金45万円をくれれば農協はまちなかでやっていいよと、ちらっと幹部の話を聞いていたんですけれども、それあたりの調整をきつとしないで一方的に今終了と、そういうことに至った経緯と、今後、一切こういうことは考えられないのかどうか含めてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 産業まつりについて回答します。

産業まつりにつきましては、これまで実行委員会を立てて、これまで計10回行ってまいりました。議員のおっしゃるとおり産業まつり実行委員会の中で一定の役割を終えたということで、今回10回をもって終了したところです。こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおり人手不足もさることながら、やはり参加者といいますか出店者の減も含めまして、そういったものの中から、それが課題となって実行委員会の中で話されてきたところです。その中で、今回、まちなかに新たな施設ができた中で、当初目的としておりました、さんさん館に賑わいをもたせるということについても、もう一度振り返り、見直すということを考えて、実行委員会の中にはJA、商工会等を含んでおりますが、その中の合意の下で、今回10回をもって終了というふうな経過となったところです。

JAのほうで補助金があればということでしたが、やはりいろいろな意見はあったかと思います。その実行委員会の中でも、やはり町民の皆さんの楽しみの一つですので継続するべきという意見等もありましたが、総合的な判断、秋まつり等が復活する

とかいうものも含めて、そういったものの中で、今後新たにそういったイベントを再構築するべきじゃないかということも含めて産業まつりの終了というような結果となったことを、経過として報告いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 産業まつりは、ご存知のとおり、また近隣町村も含めてずっと継続してやっております。私は先ほど申し上げたとおり農業の町であり、林業の町であり、この第一次産業を主体とした経済構造となっております。より町民と、その辺りの理解をし合うものが産業まつりではないかなというふうに思っております。実行委員会それぞれ構成されて実施しているんですけども、人手不足とかそういうことであれば、早目にどういうことで対応して実行できるか、そのあたりをなぜしなかったのか。先ほど農協にきちんと協議してやられたのかどうかとお尋ねしたんですけども、農協に聞いたら「やってもよかった」と、そういう話も幹部からは聞いておまして、大通棟と幸町棟が整備されたということで、こちらのほうに来て改めてやるのかどうか、そのあたり明確に聞いておりませんが、全く今後やらないのか、そのあたりについて再度お伺いしたいのと、やはり町民に説明する責任があるのではないかと。一方的に終了しますと、そういうものではないのではないかなというふうに思いますので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） これまでに至る経過については先ほど補佐のほうから説明をしたとおりですけども、実行委員会、町、JA、それから商工会、津別まちづくりセンター運営協議会、観光協会含めて実行委員会が組織されて、その中で今後のあり方を検討し、考えていき、その10回をもってということで結論に至ったというところは経過説明したところです。

今後について、またそれが終わった後の町民の皆さんのご意見だとかについては、ちょっと改めて検討して、前向きにやるか、やらないかというのは別ですけども、ここまで至った経過もありますので、それも踏まえた上で再検討をしていきたいというふうに私自身は考えます。

J Aさんともきっちり話はしていますので、個人的に言われた部分かなというふうには思いますが、ちゃんと文書とか、会計の整備も含めて、きちんと組織的に終わって、一応整理をしてありますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） ふるさとまつりは復活したんですけども、やはり町民が望んでいるこの産業まつりについては、ぜひ一つ再開して、町民がこの産業まつりというのは収穫祭みたい、感謝祭みたいな形になっておりますので、それをお互い喜び合うような祭りになっておりますので、ぜひ再開していただきたいとお願いして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 産業まつりが今回中止になったということ、非常に私も残念だなというふうに思っています。もともとでいけば活潑の倉庫の所で農協が独自に歌手を呼んだりとか、いろいろしながら進めていた内容だったんですけども、さんさん館ができたものですから、当時、山下組合長に何とかここまで来るのが大変なので、まちなかでやってもらえないですかということをお願いをして、農協を中心に始まっていて、それに今度、実行委員会形式でいろんな団体が加わって、ですから実行委員長はJ Aですので、ですから今のお話はちょっと何か変だなというふうを感じるんですけども、ただ周辺の町村を見ていると、産業まつりとふるさとまつりというのは両方をやっているというのはなかなか少ないかと、確かに。産業まつりでビシッとやっている部分と、それからふるさとまつりでビシッとやっている部分と、それは斜網を見てもそういう所がほとんどだというふうに、私もあちこち見に行っていますけれども、そういう中で、二つやるというのは、しかも9月、10月と連続してなかなか厳しいだろうなというふうには思いますけれども、機会があれば何とか復活できないのというようなことはお話ししてみたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第72号 令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第72号についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入の保険税、繰入金、歳出の人件費、保険給付費等の精査を主な理由とする予算の補正となります。

補正条文です。第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ355万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,660万9,000円とするものです。

第2項につきましては後ほどご説明をいたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費は、給与条例の改正に伴う所要の補正を行うもので、187万1,000円の増額です。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金は、前年度繰越金の積み立てで55万6,000円の増額です。

款6諸支出金、項1償還金及還付加算金、目3保険給付費等交付金償還金は、令和

5年度療養給付費等交付金の超過分返還で113万円の増額です。

続いて歳入になります。3ページ、4ページにお戻りください。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税は、それぞれ調定状況をもとにした収納見込額の精査により合計で589万3,000円の減額です。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は国保税軽減分の保険基盤安定繰入金等の精査で、給与費の繰り入れがありますが合計で250万2,000円の減額です。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金は、過年度交付金の返還金を含めて1,139万6,000円の増額です。

款5繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金は、繰越額の確定により55万6,000円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 73 号 令和 6 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 73 号についてご説明をいたします。

補正の内容は、歳入の保険料、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金等の額の確定に伴う精査を主な理由として補正させていただくものでございます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 69 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 650 万 3,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明をいたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 2 徴収費、目 1 徴収費は、賦課業務に係る帳票追加購入で 26 万 4,000 円の増額です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の精査により 96 万 1,000 円の減額です。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料は、中間精査により、合わせて 54 万 5,000 円の増額です。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、負担金の精査による減額で、合わせて 138 万 6,000 円の減額です。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度繰越額の確定で 14 万 4,000 円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算

の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となる
ものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします
ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第74号 令和6年度津別町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第74号につい
てご説明申し上げます。

補正条文の第1条、第1項として、歳入歳出予算の総額から175万6,000円を増額
し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,325万9,000円とするものです。

第2項につきましては後ほどご説明をいたします。

補正の主な理由につきましては、給与改定に伴う人件費および負担金の増額、交付金の追加交付に伴う増額。また前年度の繰越額の確定に伴う増額と、これらの増額補正に伴う一般会計、介護給付費準備金からの繰り入れに対して増額補正を行うものです。

はじめに、歳出から説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。5ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、給与改定に伴う人件費の補正で106万1,000円の増額です。

下段の項3介護認定審査会費、目1介護認定審査委員会費は、美幌町、大空町、3町で共同設置しています介護認定審査会の負担金で、給与改定に伴う人件費の増額分として12万1,000円の増額です。

7ページです。款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費は、対象者の増加に伴う高額介護サービス費の増加見込みによるもので、高額介護サービス費の負担金の補正で30万円の増額です。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、地域支援事業交付金の追加交付と、確定した前年度繰越金として、介護給付費準備基金の積立金の補正で27万4,000円の増額です。

続いて、歳入をご説明いたします。

3ページにお戻りください。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金は、過年度分の交付決定に基づく追加交付として8万7,000円の増額です。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、歳出でご説明いたしました人件費分の繰り入れによるもので、118万2,000円の増額です。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は歳出でご説明いたしました高額介護サービス費の給付費の増加見込み分の繰り入れによるもので、30万円の増額です。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は歳出でご説明いたしました、前年度繰越金の繰り入れによるもので18万7,000円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次ページの

第1表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第75号 令和6年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第75号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を59万2,000円増額し、2億1,379万8,000円とし、支出の水道事業費用を103万3,000円増額し、2億386万円とするものです。

第3条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を11万9,000円減額し、1,482万円とし支出の資本的支出を127万6,000円減額し、1億4,084万円

とするものです。

3ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において企業職員給をはじめとする給与費の補正で46万7,000円の増額です。

営業外費用、企業債利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息を56万6,000円増額するものです。

収入につきましては、水道事業収益、営業外収益、他会計繰入金で一般会計繰入金が給与費及び企業債利息の増に伴い59万2,000円の増額です。

続きまして4ページになりますが、下段の支出における資本的支出、建設改良費、配水施設設置費、工事請負費につきましては、記載しております2件の配水管移設工事が完了したことによる精査で、31万9,000円の減額。

メーター設置費、工事請負費につきましては、量水器更新工事が完了したことによる精査で95万7,000円の減額です。

収入につきましては、資本的収入、企業債の水道事業債が20万円の増額。工事負担金につきましては、町道190号線配水管移設工事完了による精査で、31万9,000円の減額となります。

5ページになります。キャッシュ・フロー計算書となりますが、今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては71万6,000円の増額となり、5億4,553万6,000円となります。

6ページから7ページは貸借対照表です。

今回の補正により、6ページ、1固定資産では構築物が29万円減額、機械及装置が87万円減額、2流動資産では現金預金が5億4,553万6,000円となり、資産合計は28億3,613万8,000円となりました。

7ページの3固定負債の企業債は20万円の増額となりました。

条文にお戻りいただきまして、第4条につきましては企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更について、次のページの別表1により整理しております。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与

費を 46 万 7,000 円増額し、2,050 万 2,000 円とするものです。

第 6 条他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を職員給与費に充てるものを 30 万 9,000 円、企業債利子に充てるものを 28 万 3,000 円増額するものです。

以上、議案第 75 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 75 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 76 号 令和 6 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 76 号についてご説明申し上げます。

第 2 条収益的収入及び支出における収入につきましては、下水道事業収益を 84 万

8,000円増額し5億2,165万3,000円とし、支出の下水道事業費用を84万8,000円増額し5億1,706万7,000円とするものです。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、総係費において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で42万8,000円の増額です。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息の補正で42万円の増額です。

収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で一般会計補助金が84万8,000円の増額です。

3ページはキャッシュ・フロー計算書になりますが、期末の資金残高に変更はありません。

条文にお戻りいただきまして、第3条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を42万8,000円増額し、552万9,000円とするものです。

第4条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について、職員給与費に充てるものを42万8,000円、企業債利子に充てるものを42万円増額するものです。

以上、議案第76号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 11 号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、上程となりました意見書案第 11 号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書について、読み上げて提案理由を説明いたします。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

冤罪被害者を救済するための制度として、刑事訴訟法には再審が規定されている。しかし、再審規定には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが法律により担保されず、審理の公平性が損なわれている。

再審規定の中で、とりわけ再審における証拠開示は重要な問題である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのような規定は存在しない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示の既定を刑事訴訟法に定める必要がある。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申し立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するに過ぎず、有罪・無罪の判断を行う再審公判において検察官には有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申し立てを認めるべきではない。

よって、国会および政府においては、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官です。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 12 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）〔登壇〕議長から発言のお許しをいただきましたので、上程となりました意見書案第 12 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、読み上げて提案理由を説明いたします。

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」

と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究などで築いた信用や評価を損なったりするなど、さまざまな場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであることから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取り引きや海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやりとり等での困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望がかなえられることはない。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入すべきである。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることの選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものでもある。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官です。

議員の皆さまのご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 15 号 令和 6 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 6 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 16 号 まちなか再生事業調査特別委員会報告書についてを議題とします。

まちなか再生事業調査特別委員会から、まちなか再生に関する審査の件について報告したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、まちなか再生事業調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。まちなか再生事業調査特別委員会委員長の発言を許します。

9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 〔登壇〕 それでは、まちなか再生事業調査特別委員会の報告を申し上げます。

お手元の 1 ページ、調査結果を読み上げまして報告にかえさせていただきたいと思っています。

本特別委員会は、複合庁舎建設等調査特別委員会からの議論に引き続き、まちなか再生基本計画に位置づけられた大通と幸町に設置する予定となっていたコミュニティ施設の設置についての進め方や、施設の運営に係る事項、町民との合意形成のあり方、設置から維持管理に至るまでの財政見通しなど、多岐にわたって行政からの説明や報告を受けた事項について、9 回にわたり検討を重ねてまいりました。

ここに至るまで、ドラッグストアの誘致が難航したこと、整備にあたり財源として検討していた国費について変更が生じたことによる整備手法の変更、施設に入る機能について、住民の中でも世代間で求めるものに少なからず相違があったことなど、議論は難航を極めることとなりましたが、議論を通して行政、議会、そして町民との間で情報共有を図ることができ、事業実施にあたり解決を要する課題の洗い出しを行うことができました。

当委員会は、全体のスケジュールの遅れを取り戻す必要性も鑑み、まちなか再生基本計画コミュニティゾーンに係る後半の議論を、全員協議会の場で協議することになりました。議員間協議を要する際には、議論の場として開催するために委員会を存続させておりましたが、その後において開催を要する案件はなく、議論の中心に捉えられていた大通および幸町のコミュニティ施設が完成したことにより、当委員会の役割を終えたと判断し、最終報告といたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で、まちなか再生事業調査特別委員会報告についてを終わります。

◎報告第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 17 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 6 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査について、報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで令和 6 年第 8 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 2 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員